



## 6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	堀江 博文	教育課長	植田 廣幸
参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
		給食センター所長	鈴木 典人

## 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

## 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

## 9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、秋間紘一議員及び2番、飯島勝議員を指名いたします。
2		日程第2、一般質問を行います。 それでは、順次発言を許します。 質問順位1番、出村寛議員、学校給食費について町長に質問を行います。
	出村議員	おはようございます。それでは、学校給食費について質問いたしますが、学校給食は教育委員会の所管でありますので、教育委員会に対して質問すべきなのですけれども、私の質問内容は予算絡みの質問となりますので、町長に質問をさせていただきます。 それでは、昭和29年6月に施行された法律、学校給食法では学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校設置者、すなわち町が負担し、賄い材料費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者が学校給食費として負担とするよう規定されております。本年10月1日の閣議において、消費税率を第1段階として平成26年4月から8%とすることで決定し、さらに第2段階として経済状況などを勘案して判断する予定であります。平成27年10月からは10%へと引き上げする予定となっております。 そこで、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものでありますから、給食の質を低下させないためにも賄い材料費の消費税増税分を来年度予算から増額する必要があると思われませんが、その財源となる学校給食費を増額改定することについて町長の考えをお伺いいたします。

<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長、答弁をお願いいたします。登壇をお願いします。</p> <p>それでは、出村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いま す。</p> <p>学校給食費については、ただいま出村議員が指摘のとおり、賄い材 料費分を保護者が負担することと規定されているところであり、この 規定に従って本町においても保護者の皆さんに負担をいただきながら 実施しているところであります。</p>
	<p>さて、今回の消費税率の引き上げに伴う学校給食費の改定でありま すが、当然消費税率引き上げ分の賄い材料費相当分に係る経費がふえ ることから、給食の質を低下させないで提供するためにはその財源の 検討が必要となります。ただいま出村議員がおっしゃいましたとおり、 平成26年からは税率が現行の5%から8%になるものでありますが、 平成27年にはさらに税率10%へと改定予定であることから、平成26年 度においては保護者負担は据え置くこととし、増税分による所要額は 一般財源で負担する方向で検討しているところであります。平成27年 度以降の取り扱いについては、消費税の推移とあわせ経済動向や財政 状況を勘案して検討してまいり所存であります。いずれにしても安 全の確保と、あわせて給食の質を低下させないよう努めてまいりたい と存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、出村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。</p>
<p>加納議長 出村議員</p>	<p>再質問があれば許します。6番、出村議員。</p> <p>確認なのですけれども、増税分3%というのは保護者の皆さん方が 支払う給食費に対して、給食費に転嫁しないということで理解しても よろしいのでしょうか。</p>
<p>加納議長 小林町長 加納議長 出村議員</p>	<p>町長。</p> <p>そのようにご理解していただいて結構でございます。</p> <p>再質問があれば。6番、出村議員。</p> <p>そういうことであれば、私の質問に町長が答えてくれたというこ とで、これ以上質問をしなくてもいいのかなと思うのですけれども、や ぶ蛇にならないようにあと2、3ちょっと質問をさせていただきます けれども、27年度以降、恐らく10%にはなるのではないかなと、こん なふう思うのですけれども、答弁の中にありましたように経済動向 あるいは財政状況を見ながら検討をしていくということなのでしょ うけれども、8%から2%アップ、その2%アップに対しての検討をさ れるのかどうかお伺いいたします。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。</p> <p>消費税については、今年3%を上げて、来年、27年の10月から2% ということで10%にするという中身でありますけれども、私どもが今 年度見送るという中身は今年値上げをして、また来年上げるのかとい うことになるので、今年度の3%分も含めて27年の全体的な公共料金</p>

	の検討をさせていただきたいというふうに思っているところであります。
加納議長	出村議員。
出村議員	今までも3%から5%というように長期間かけての増税ということで、来年、再来年と短期間で今までの5%、倍の消費税率ということにはなるのですけれども、保護者の皆さん方も大変それは苦勞されるのではないかというふうに思うのですけれども、管内の他町村も今までも子育て支援という形で助成してきているという中で、本町もそれは全く転嫁しないというふうにもならないと思うのですけれども、徐々に転嫁していくような格好をとっていただきたいと、こんなふうに思うのですけれども、それに対してちょっとお願いします。
加納議長	町長。
小林町長	原則からいけば、賄い材料費については保護者負担ということですから、原則はそういう原則になるのですけれども、ただ具体的に給食費を決定するということになると、管内と比べてどうかということと、それから負担をする担保能力がどうかということも検討しなければならぬので、そういうこともトータル的に検討して、どんなふうに給食費を設定していくかというのは、いろんな状況を勘案しながら決定をしていきたいというふうに思いますけれども、今出村議員もおっしゃったようなことも含めて、その中で十分検討をしてみたいというふうに思っています。
加納議長	出村議員。
出村議員	今アベノミクスの関係で徐々に景気がよくなり、その反面いろんなものが物価高となってきました。今後もその傾向が続いていくとは思いますが、そういったことに加えて異常気象による影響で農産物の品薄または高騰し、特に今年は春からの葉もの野菜が高値で推移され、賄い材料費を圧迫し、給食センターも相当苦勞されたのではないかと思います。そういった状態が過去にもあったのかどうか、まずお伺いいたします。
加納議長	わかりますか。町長。
小林町長	状況につきましては、給食センター長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。
加納議長	センター長。
鈴木給食センター所長	給食センター所長、鈴木より出村議員の質問にお答えいたします。過去10数年にわたって給食費は改定されないうちで、平成20年かなり、15%以上の物価の高騰があったと思われます。そのときに改定したのを最後に今回まできている状況です。最近、アベノミクスでちょっと物価は高騰しておりますけれども、何とかこの中でしのいでいるという状況であります。大体10%前後くらいかなという感じをしております。

	以上です。
加納議長	出村議員。
出村議員	あったということで、そういった緊急時に備えて何か対策をされるような委員会あるいはそういった組織があるのか。あるとしたら、どういう組織で対応されたのかお伺いしたいのですけれども。
加納議長	町長。
小林町長	1つは、実際に材料の価格がどうかということで決定をしていくということがあるのですけれども、町全体で考えればもう一つは仕入れの中で工夫ができないのかというようなこともあるのですけれども、具体的にはそれぞれ教育委員会の中に学校給食にかかわる協議会もありますので、それについては教育委員会のほうでお答えをさせていただきたいと思います。
加納議長	給食センター所長。
鈴木給食センター所長	給食センター所長、鈴木よりお答えします。 給食費は、歳入が決まっております。今年度は幾ら収入があるか大体出ますので、栄養士は月々の大体幾ら使えるかを逆算しながら積算をしながら随時使っていつている状況で、高くなれば当然安いものに変えるという方法を取りながら試行錯誤して運用をしているところであります。
加納議長	出村議員。
出村議員	それでは、最後の質問とさせていただきます。 最近では予想もしないさまざまな災害が世界各国で起こっております。そういった災害により賄い材料の確保ができない緊急時に備え、今後とも直ちに対応できるような準備を強化していただきたいと、このように思います。
	これで質問を終わります。
加納議長	以上で出村寛議員の質問を終了いたします。 質問順位2番、大西米明議員、第6期介護保険事業計画策定に当たって町長に質問を行います。
大西議員	おはようございます。それでは、町長に対しまして第6期介護保険事業計画策定に当たってについてお聞きをいたします。 第5期の介護保険料の基準額が第4期よりも800円引き上げられ4,800円となりましたが、これには道の財政安定化基金の返還金と介護給付準備基金の取り崩しで引き上げを抑えたのですが、来年度策定に取りかかる第6期介護保険事業計画では財政安定化基金と第4期に取り崩した介護従事者処遇の各基金がありませんので、その分だけでも保険料の引き上げにつながるのではないかと。これ以上の負担増は、国民年金だけで暮らしている世帯にとっては重過ぎると思いませんか。保険料を低く抑えるためには、介護保険の利用を減らし、給付を抑える努力は大切だと思いますので、運動をしながら健康を保つ介護予防や

認知症予防はどのように行っているのか。また、第5期の半分以上が過ぎ、当初の介護保険事業計画はどのように推移しているのかお伺いいたします。

加納議長  
小林町長

町長、答弁願います。登壇願います。

それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

第5期の介護保険料の基準額については、ただいま大西議員が申されたとおり4,800円としているところであります。そして、この設定に当たっては道の財政安定化基金の548万5,000円の交付と介護給付準備基金を一応2,100万円取り崩すということにして保険料の設定をしたところであります。

第6期については、大西議員のおっしゃるとおり、各基金からの充当は極めて不確定な状況であります。現段階での国の介護保険制度の試案でありますけれども、要支援者の介護予防給付のうち訪問看護と通所介護を地域支援事業に移行するという計画でいるわけでありますけれども、そのことにより現在年間5%から6%伸びている給付費を3%から4%に抑えるという方針を協議されているところであります。もう一つは、一定所得者の利用者負担割合を現行の1割負担から2割に引き上げることにより、1号被保険者の保険料を抑制することなどが現在社会保障審議会介護保険部会で検討されているところであります。今後こういう国の動向を把握しながら次期の計画策定で協議していくものであります。保険料の負担能力、介護サービスに対するニーズ、さらには介護保険会計の状況などを総体的に勘案しながら検討してまいる所存であります。

次に、介護予防あるいは認知症予防の状況であります。運動の教室としては2次の予防事業対象者を対象にマシンを利用した筋力向上トレーニングとしてイキイキ筋力向上教室や卒業塾の開催、さらには2次予防事業対象者予備群を対象に転倒骨折予防教室などを開催しているところであります。また、口腔機能向上及び低栄養予防を目的とする教室等も開催をしているところであります。なお、認知症予防については認知症健康相談、脳の健康チェックや脳活性化教室の開催、さらにはふれあいサロン活動の支援、認知症サポーターの養成講座の開催を行っているところであります。早期の介護予防としましては生活習慣病予防を目的としました特定健康診査を実施するとともに、受診勧奨を行っているところであります。

次に、第5期の介護保険事業計画の進捗状況でありますけれども、平成24年度の実績では保険給付費が5億1,533万9,000円となり、介護保険事業計画との対比では97.8%の執行状況にあるところであります。介護保険サービスの支出割合については、在宅サービスが40.16%、施設サービスが59.84%ということで、まだ本町においては施設

サービスの割合が多い状況が継続されているところであります。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
大西議員

再質問があれば許します。11番、大西議員。

るる説明をいただきましたけれども、第6期というのは1年半後ですが、ちょっと早いように思われますけれども、来年度から事業計画の策定に入りますので、入る前に町のやっぱり考え方をお聞きしたいなと思って質問をさせていただきました。

まず、1番の1号被保険者の介護保険の基準額が何ぼになるのかというのが一番心配なのだと思います、町民にしてみれば。また、初めに言いましたけれども、国民年金の生活者はこの4,800円の基準額でも高い、大変負担になっているのだと思います。これからなおさら、皆さんはアベノミクスと言いますけれども、それでデフレ脱却で毎年2%ぐらいの物価上昇、今現在働いている人は景気がよくなることで給料も上がっていきますから何ら負担もないのかと思いますけれども、年金生活者は年金は物価のスライドによって上げますと言いますけれども、たかだか何百円だと思うのです、上がっても。それは、もう非常に年金生活者にしては、私も年金2年前からもらい出して、年金から介護保険料を引かれると、結構高いものだなとまさに実感しているのです。それで、今ある程度指針をつくって次の第6期の事業計画の策定をしていくのだと思いますけれども、一番問題になるのは保険料が幾らぐらいをめぐりに限界、町民が払える限界はどのぐらいなのかと町長は見ているのか。介護保険審議委員会では大体5,000円が限界だろうと、それで今回も要支援の1と2を町村に、地域に回す、それから所得の多い人から2割を徴収、サービス料を取るということで、それをやることによって今町長が3%から4%ぐらいに下がるのではないのかということですが、それよりもまだどんどん施設介護だとかいろんなことが出てくると、それに追いつかないぐらいになると今の4,800円を超えていくのではないのかなと思いますけれども、町長としてその限界はどのぐらいだと思っているのか、ちょっとお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長、答弁お願いいたします。

前回、第5期の介護保険の設定をするとき、十勝管内では1町だけが、芽室町だけが5,100円になって、あとは何とか5,000円以内に抑えたということでもありますから、当時の十勝毎日新聞でも記事があったとおり、大体5,000円が限度に近いのかなという表があったのですが、ただ現実としては今もう既に5,000円を超えているという状況もありますし、来年は5,700円くらいになるということですし、平成37年には8,200円ということでないとならば事業が運営していけないということがありまして、必ずしも5,000円以内で全部抑えられるかどうかはあるのでありますけれども、おおよそそのくらが基準だというこ

とで、本町においてもできればその基準で抑えることができるとい  
うことなのですが、あとサービスの事業、中身でどうなるかというこ  
とでありますから、保険料を何ぼにするかということについては、あ  
とあわせて介護サービスの中身をどうしていくかということも考える  
のでありますけれども、そういうことも踏まえて来年度も計画を策定  
するわけでありますけれども、諮問をします保健医療福祉総合推進協  
議会とも十分議論をしながら議会ともまた協議をさせていただきたい  
というふうに思っているところであります。

加納議長  
大西議員

大西議員。

今町長が言われるように、五千何百円になるのだらうと。それをど  
う5,000円にするのかということでもありますけれども、5期の保険料  
も当初は5,150円を先ほど言った基金や何かの取り崩しで4,800円に抑  
えたということで5,000円を超えることはなかったのですが、そこで  
今あるとすれば基金は安定化、道の財政安定化基金はありませんので、  
もう戻ってこないのだと思います。それで、今士幌町の介護給付準備  
基金が今までずっと1期から4期の初めまでは一回も基金を取り崩し  
ていないのですよね。それで、4期の平成21年には4,400万円あった  
やつを5期に当たって4期の途中から崩していったと。それで2,100  
万円崩して、今は、25年度はまだ残高出ていませんけれども、24年度  
では3,300万円の残金があると。私は前から言っているように1期3  
年間というものは、まずその3年間で調整をして次の3年間の残金を、  
基金をどう使うかということで次の介護保険料になっていくのが建前  
だと思うのです。ということは、もう平成12年前に納めた人や何かは  
保険料が残っているやつ、使わないで亡くなっている人が結構いるの  
だと思うのです。だから、1期3年でやってみて足りなければ道の財  
政安定化基金を借りる、そして次の期でまたそれを保険料に上乗せし  
て返していくというようなやりくりをするために3年、3年で区切っ  
ているのだと思うのです。ですから、今回大体600万円ぐらいあると  
保険料が100円安くなるのですけれども、今現在はこれからどのぐら  
い5期で残るかわかりませんが、今ある3,300万円、これから  
どれだけ下がるかわかりませんが、基金を最低どのぐらいまで  
残しておけばいいのか。まるっきりゼロにするわけにもいきませんか  
ら、それをどう町は考えるのか。今後、今はこの基金を取り崩すしか、  
そのとりあえず5,800円を5,000円にするにはそれしかないのだと思  
うのです、差し当たり。どのぐらいの残金までは許容範囲になると思  
いますか。

加納議長  
小林町長

町長、答弁願います。

まず、基金の関係なのでありますけれども、平成23年度末で3,400万円  
ですから、今の第5期で2,100万円取り崩すというふうになりますから、  
一千二、三百万円は残るのかなということでもありますけれども、今大



西議員が言われておりますように100円上がれば600万円かかるということでもありますから、基金を全部使っても5,000円に抑えられるかどうかということがあるのでありますけれども、それと今言われたように道の財政安定化基金でありますけれども、それも借りれば、次の6期で借りれば7期で返すかと、こうなるわけでありますから、今度後年度負担が大きくなるということでもありますから、なるべく私は借入れはしないでいきたいなというふうに思っているのですけれども、ただあとは基金のほうは必要であれば取り崩すのはやむを得ないのかなというふうに思っているのですけれども、あとはそれに見合う介護サービスをどうしていくかという私どもも十分検討してもらって、基本的にはうちは施設介護が高いから、できる限り在宅介護にする、あるいは介護予防に切りかえていく、あるいは地域の密着事業に切りかえていくというような、そういう努力をしながら、いかに限界だと言われる5,000円に近づけることができるかという、そういう努力はしていきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長  
大西議員

11番、大西議員。

サービスでという話ですが、給付が減ればサービスが低下するというのが大体履行するのだろうと思います。それで、今回一番聞きたかったのは、もし万が一5,000円を大きく出る場合に対して、一般財源から出せないのかと。それで、私も介護保険法を読んでみますと、この中に費用の負担の部分もありますけれども、それには一般会計から出したらだめだよとか、そういうのは一切文言としてはないし、ペナルティーもだからないですね。それで、負担の割合は国が25、道12.5、町村12.5というようなことで、あとは1号と2号で50%持つよという負担の割合だけになっていますので、北海道でも北斗市が5期に当たって2億円の一般財源から基金に繰り入れて介護保険料を安くして抑えたということもありますけれども、一般財源から入れるということは介護保険を利用しない人の言ってみれば40歳以下の若い人からの金も一般会計ですから入るということで、ちょっとその辺は問題あるのかなとは思いますが、若い層も支えていくということ言いかえれば一般会計からの繰り入れもやむを得ぬのかなと思っておりますけれども、その辺の判断は町長、どう考えていますか。

加納議長  
小林町長

町長。

一般会計からも繰り入れるかどうかということなのでありますけれども、国の介護保険の中の原則としては一般会計から繰り入れはしないでやりなさいということなのでありますけれども、その1つは介護保険の財源構成の中でもともと12.5%を一般会計から出しているではないかという、そういう公平のものと、それと繰り入れをしてどんどんふえていくと、国保もそうなのでありますけれども、そういう基準というのが崩れてくるのでないかということでもありますから、私ども

そういう面では今後検討するのでありますけれども、一般会計からの繰り入れについてはより慎重に対応していきたいというふうに思うところでありますけれども、現在全国でいけば一般会計からの繰り入れというのは12市町村くらいと聞いているのですけれども、北海道では何か2市町村ということでもありますから、限られた事情があるということでもありますから、そういう面ではこれからいろんな形で検討していくわけでありまして、より慎重な形で検討していきたいというふうに思っているところでございます。

加納議長  
大西議員

大西議員。  
大方町長の答弁の中に……どこでしたか。保険料の負担能力に合わせてという部分がありますけれども、今現在士幌町は本来は5段階、1から5までの段階で分けて介護保険料を払っていたわけですが、前期から3階級と4階級に1つずつ分けて新設して、今は7段階で保険料を払っていますけれども、細分割すればするほど払うほうは高くなっても少しずつ所得の違いで払いやすくなるので、今後これ事務的には大変な手間になるかもしれませんけれども、保険料がなかなか安くならぬとすれば、そういう方法もとって払いやすいほうを考えたかどうかと思うのですが、その辺の考え方はどう思っておりますか。

加納議長  
小林町長

町長。  
現在基本的には6段階なのですけれども、それを3段階を2つ軽減するというので分けて今現在8段階でつくっているのですけれども、そういう面では今大西議員がおっしゃいましたように所得だとか構成比も十分検討しながら、もう少し段階をふやしながら低所得者とかにできる限り負担がかからないような、そういう方法でいろいろ努力をしてみたいと思います。

加納議長  
大西議員

大西議員。  
保険料のことは、今いろいろ話あって、町もぜひ5,000円を超えるような事態になったときには、それにはやむを得ぬ、一般会計からの繰り入れも考えていただきたいなと思います。そのようにならないためには、町長の言うようにサービスをどうしていくかということなのですが、その前に介護保険を使わなくてもいい生活をするために介護予防をどうするかということが一番大事なのだと思います。一番は健康で高齢者がいて給付を受ける人が少なければ保険料が一番安くなるのですから、それしかもう保険料を上げない方法というのはないのだと思います。それで、今答弁を見ますと、どちらかといえば運動系、筋肉をつけるとか、いろんなそういう運動をしながら体力をつけようというような形でありますけれども、町長、これだけが人間の健康で暮らす要素だと思いますか。何かほかのことを考えてみませんか。

加納議長  
小林町長

町長。  
要するにより介護を受ける状態にならないというためには、今は特

定健診で進める1つは若い段階からしっかり健診を受けて、そういう要介護にならないようにという取り組みをするということと、もう一つはお年寄りの皆さんがゲートボールだとかパークゴルフも含めていろんな活動をしているのでありますけれども、そういう面では働くことも含めて生きがいができる、お年寄りの皆さんが生きがいを持てるという、そういう地域づくりでありますから、行政としてそういうものを支援をしていくという今後の取り組みが我々の大きな課題かなということでもありますから、そういう面ではいろんな関係の皆さんの意見もいただきながら、そういうことでお年寄りの皆さんがまちづくりの総合計画にもあるように安心、安全とあわせて生きがいを持てるという、そういう地域づくりを取り組んでいきたいなと思ってございます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

まさに町長の言われるように、私は今言うパークゴルフ、ゲートボール、いろんなことで運動する、それも大事なことだと思うのです。だけれども、健康で長生きする、その最大の要件というのは私は目的を持って働くということだと思うのです。やはり人生ただ運動をしても何しても何も目標なくやっても、それは健康になりたい、足を強くするために散歩するのだとかというのではなくて、やはり何かの目的を持って働いている人は私は健康で長生きできるのでないかなと思うのです。ですから、今回の行政懇談会なんかを見て、よそのやつも聞きましたけれども、南地区では22号のところに信号機がつかないと、子供たちが横断するのに大変だから緑のおばあちゃん、おじいちゃんをつくったらどうなのだみたいな話が若い婦人の層から出たという話を聞きましたけれども、ボランティアというのはまるっきりの無償のボランティアってなかなか続かないのです。だから、有償のボランティアで高齢者の皆さんにそういうことに参画して自分らの孫、ひ孫を登下校のときに見守るとか、そういうような形で何か目的を持って、そして高齢者の皆さんはずっと人生長く生きた中で経験だとか知識をいっぱい持っているのだと思うのです。それを今こういう社会の中にまた還元してもらおうことを町はどう考えるのかなと。そういうことを考えていくこと、これと運動とあわせて必要でないのかなと。ですから、今回産業厚生委員会から所感があつた地域活動支援センターのシイタケ栽培はどうなのだと。そういう中に、やはり高齢者というのはその辺でいろんな経験を持っているから、指導者とも言わなくても一緒になって障害の皆さんとそういうシイタケづくりだとかというのはやれると思うのです。そういうことによって多少の収入が入ってきたり何かして、やはり目的を持ってそういう人をあれするということで、助けていくということで、支えるということで人生元気に暮らせるのかなと思っています。

それで、この間新聞を読んで、この間テレビの番組であったかと思うのですが、柴田トヨさんというおばあちゃんが90歳から詩を書き出して、98歳のときに詩集を出したらベストセラーになったということで、90歳からもそういうことをやろうという、そういうところで何か一考、考えるものがあるのかなと思って私も読んでみましたけれども、ですから人生もう今は90代だと思うのです。平均寿命が女性87歳、男性は約80歳と言っていますけれども、これは赤ちゃんが生まれてからの平均ですから、70歳を超えた人はそんなにずっと長い平均寿命になるから、人生90代の時代が来たのだと思うのです。それで、今町でやっているシルバー何とかかとか、いきいき事業団とかって、何か見るからにお年寄りが行くような、高齢者が行くような名前ですけども、そういうところも名前を少し変えながらみんなが、今老人クラブに入りませんかと言ったら、俺は老人でないから入らないよと言っているように、ちょっとネーミングを変えてみんなが入って仕事できるようなネーミングも必要なのかなと。

実際65歳を高齢者と見ることが本当に高齢者なのか。私も町長にこれ、十勝管内の町村会や何かで国に、介護保険はいいですよ、65歳から1号被保険者にするのは。だけれども、65歳を過ぎた人を高齢者と。これ調べてみたら、1956年ですか、国連が高齢者との境目を65歳と決めたそうなのです。その当時の日本、今から60年近く前ですから、日本の国も大体65歳前後が平均寿命だったと。それで、日本も65歳を高齢者として決めたみたいですけども、今の時代、65歳まで今度仕事も延長になっていくわけですから、65歳が高齢者という呼び方、これはもう多分大方の人が65歳、高齢者と言われることに違和感を持っていると思うのです。私なんか65歳過ぎたら高齢者と言われると、何となしにそんな俺だって年寄りでないぞなんて思うので、そういう65歳を高齢者という呼び方をやはり十勝管内のみんなですし国に対してもうちょっと上げたらどうだと、働くのも65歳まで働くのだからということではいけないとだめだと思うのです。

それで、それは余談としてでも先ほどの高齢者を、何歳から高齢者と言うのかわかりませんが、その人たちがそういう有償ボランティアなんかで地域にまだ今まで培った知識、経験を戻してもらい、還元してもらいような形でいろんな事業に取り組んで入れていくようなことは町として考えられませんか。

加納議長  
小林町長

町長。

私も扶助費で出すよりは、働いてもらって賃金で払うほうがそれは本人の健康だとか、お年寄り個人の健康もそうでありましてけれども、地域の富みということでいってもそのほうがいいということでもありますから、今大西議員がおっしゃったようなことは今後取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思うのでありますけれども、本

町は今言われましたように生きがい事業団は大変大勢の方が入って、年間、今もう3,000万円を超える、そういう事業費になっているということでもありますから、もう一つは全体としてはボランティアもあるのでありますけれども、長く続けてもらうということであれば無償のボランティアだけでなく、やっぱり有償のボランティアをとということも今後考えていくことも必要だということでもありますし、議会の皆さんも以前上勝を見てもらったのですけれども、あそこまでやれるかどうかということは別にして、いずれにしてもお年寄りの皆さんが経験だとか知恵を生かしていただきながら地域の中で役割を見出していくということを今後も高齢化社会の中では重要なことだというふうに思いますので、私どもとしてもそういう方向、いろんな皆さんに相談しながら検討をさせていただきたいというふうに思うところであります。

それから、まさに65歳もそうなのでありますけれども、それをお年寄りかということと今の状況からいくと人生90、100になるという時代でありますから、そういう面ではそういうむしろ75歳の後期高齢者以降がお年寄りということでもいいのかなという感じもしますから、そういう面ではいろんな機会で見聞反映をしていきたいというふうに思っているところであります。ただ、65歳でお年寄りでないというのと逆に国全体の雇用も充実させないと、それは例えば今60歳の定年を65ということでもありますから、そういう国の制度も直していかないとなかなか追いついていかないという感じもするので、いずれにしてもそういうことで私どもこれからそういう考えで努力はしていきたいと思えます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

町長も上勝町ですか、あそこの話をしていましたけれども、私は日本で一番の高齢者率の高いところに視察をさせていただきましたけれども、80歳の方が八十何歳の方の給食を配達しているというところがありましたけれども、80歳になっても自分らの先輩に、今土幌町は何か給食というか、弁当の配達をやっていますけれども、その町では80歳を超えてやっているということで、こういうこともあるのかなと思っていましたけれども、だんだんこの町も高齢者がふえていくので、やっぱり高齢者で高齢者を、老老介護みたくなっていくのかなと思っています。

それで、あとは第5期の今の推移をお聞きしましたら97.8%の執行状況であると。98%ということは、非常に見通しがきちっとできていたなど。保健センター、まさにあっぱれだと。よく町民の中にこういうことを言われる方がいるのです。ほかの町村は保険料上がらないで移行しているよと、あるところは下がっているのに何で土幌町だけ保険料が上がるのだというのは、それは私説明するのは見通しが土幌は

きちっとしているから、今のこういう高齢者率がどんどん上がっていく、いろいろ施設介護がふえていけば自然に上がっていくのは当然なのだ。上がらないというのは、前の回に取り過ぎていたと。うんと取り過ぎていたから次の回に下げているのだよと。だから、土幌は本当に計画の中で次の期に向かってどのぐらいのそういう需要があるのかということをよく把握しているから、まさにその98%というのは驚異的な数字ですよ。それで、98%の中にも大体高齢者率、それから1号被保険者の保険の負担率というのは、当初始まったときは、平成12年のときは1号被保険者が17%、2号が33%が今はだんだん65歳以上の1号被保険者がふえてきたので、21%と2号が29%と。その率が高くなっていった保険料も高くなってくるのですけれども、それと5期でつくった小規模多機能、それから認知症共同生活の介護の4つが前回の5期の保険料が高くなるのではないかという想定が出たのですけれども、全部が98%近い率だとは、そうだとは思いませんので、その4つの中でここは50%ぐらいだったのだと、だけれどもこっちは百何十%だったのだというのがあると思うので、その辺をちょっとお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長。

そういう面では、九十何%という計画達成というのは、計画の策定としては適切だったということであるのでありますけれども、ただ、今おっしゃったように中身によっては達成して100%を超しているものもあるし、50%以下になっているというものの中身があるわけでありまして、事業の内容については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

加納議長  
大森保健  
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

認知症対応型共同生活介護の介護の部分におきましては、実績では109.5%、小規模多機能居宅介護の計画に対する実績では82%という割合でした。あと、一番低かったものというか、計画よりも実績値が低かったものは訪問看護等がかなり低かったということでございます。

以上でございます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

小規模多機能は思ったより入所者が少なかったということで、保険料に加算されるのは1カ月で大体26円ぐらいですから、それほど高くない。ただ、認知症の共同生活の介護、6床あるわけですが、これは約30円ですから結構高い割合ですよ。それで、だんだん、だんだん今の計画の中で次の計画に多分、老健施設がこのごろたくさん他町村にもできています。土幌町にはありませんけれども、他町村にたくさんできてくると、老健施設が42円、多少のこれからの数字は変わって

いくかもしれませんけれども、1人入ることによって今いろいろ1,800人弱の1号被保険者に42円が毎月かかっていくと。それ10人入ると420円上がっていくわけですから、だからこれから結構老健施設、医療療養型というのはもう大体今はなくなってきていますから、一番高い48円ぐらい、それはないと思うのですけれども、一番心配なのは老健施設に入る人がこれからどんどんふえていけば、保険料のあれになっていくなと思いますので、ぜひこの計画の中でそういうものを加味しながら、老健施設はリハビリ施設ですから、病院だとかいろんなものを使いながらリハビリできないのか、いろんなことを研究しながらそういう施設介護を減らせるような状態になっていきたいなと。

それで、北海道で一番5期の安いところが2,800円なのです。士幌町の半分よりちょっと多いぐらいということで、議会もいろいろそういうところを視察して、報告をして所感を出しているのですが、なかなか行政でそれを組み込んだ予算をしてもらっていないのが議会の中の不満なのです。ですから、ぜひ2,800円の北海道の最低のところはどうしてそんなに安いのか、何をやっているのか、それはいろんな資料をもらえばわかると思うのですが、ぜひ議会と職員とで一緒に行ってみて、そこに施設が、特養がないから安いのでないかと。特養だとか施設は、今どこの施設に入っても保険料はその町に戻ってきますから、その町に施設がなくてもほかに入れば全部戻ってくるわけですから、そこに特養がないから保険料が安いというわけでないのだと思うのです。ですから、多分健康な高齢者、1号被保険者が多くて、そんなのが要因で保険料が安いのか、そのためにはどういうことを高齢者にやっているのかということは、やはり議会と職員と一緒に視察しながらやっぱり結論を出して行って、ぜひ議会の考え方も町の予算の中に組み入れてもらえるような、我々は一生懸命考えて所感を書いても何かむなしというか、なかなか予算に反映されていないなと思うのです。ですから、ぜひ町長、そういうことを、昔は職員と一緒に行ってたのです。ここ何期かはちょっとそういうことがなくなって、議会は議会だけ、職員は職員だけというあれですから、職員の見方、議員の一般社会、町民から見た見方をあわせて予算の中に反映できればいいなと思いますけれども、それを最後に質問として町長、その辺はどう考えるのか。

加納議長  
小林町長

町長。

全体でいけば、十勝管内でも2,000円台の町があるわけですから、そういう面では給付とのかかわりで安くなる、高くなるという、逆に7,000円、8,000円というところもあるわけですから、そういう面ではどういうサービスの中身にして、どういう保険料を設定をしていくかということなのでありますけれども、いずれにしてもいろんなところがあるわけでありまして、いろんなところを参考にしながら組

み立てていくということでは、私ども職員と議会の皆さんが共通認識を持つということも極めて重要なことでもありますから、第6期の事業計画に当たってはぜひ私ども職員と議員の皆さんがそういう研修なり検討をさせていただく機会もぜひつくりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長 以上で大西米明議員の質問を終了いたします。  
ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位3番、中村貢議員、帯広厚生病院移転新築負担要請について町長に質問を行います。

中村議員 移転新築負担要請について質問をしたいと思います。

まず、JA北海道厚生連は帯広厚生病院の移転新築を15年度着工、18年開業を目指すとしております。病院本体の建設費の約3割に当たる63億円の建設費負担を十勝管内19市町村に要請しています。この件につきまして、十勝町村会では10月15日に役員会、10月28日には厚生連側との最初の意見交換会が開かれ、町村会としては10項目の要望書を提出し、11月6日には2回目の交換会が開かれ、要望書の回答がないままに厚生連側は運営費支援に切りかえたり、十勝地区農協組合長会に支援を要請したりと報道されております。新築される厚生病院の役割が十勝の中核機能を果たし、さらには十勝の安全、安心のための医療体制の強化につながるチャンスであると思われませんが、町村会の副会長でもある町長の所見を伺います。

加納議長 町長、答弁をお願いいたします。

小林町長 それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま中村議員が申されたとおり、厚生連は施設の老朽化あるいは狭隘化が進んでいることとあわせて高度の先進医療の充実に向けて帯広厚生病院の移転新築を行おうとするものであり、新しい病院については帯広競馬場の南側にある十勝農協連が所有する土地に建設される予定であります。移転整備計画書によれば、病院規模は病床数が728床、それから延べ床面積が6万9,000m<sup>2</sup>、それから総事業費は278億円ということでされているわけですが、その内訳としては建築費が210億円、それから医療機器整備費が60億円、その他の経費として8億円ということで、合計で278億円という中身であります。建設時期につきましては、中村議員からもお話がありましたとおり、平成27年に着工して平成30年の4月にオープンをしようという計画であります。



帯広厚生病院の移転新築に当たり、厚生連より地元市町村に建設費210億円の30%に当たる63億円の負担要請が5月の23日の市町村長会議において厚生連の奥野岩雄会長よりされたところであります。十勝町村会においては、これまで意見交換会や臨時総会などの中で協議を重ねてきたところでありますけれども、私は財政負担についての検討とあわせて今課題になっている医師確保など町立病院などとの医療連携の可能性について追求すべきでないかという、そういう主張をしてきたところであります。10月28日には、札幌市において厚生連と十勝町村会との意見交換会が開催されたところでありますけれども、十勝町村会からは新病院整備の必要性、さらには医師確保などの医療連携が進められるかどうかということと、それから63億円ということでありますけれども、財政支援の根拠などを内容とする10項目の質問、要望を行ったところであります。11月15日に厚生連から質問、要望に対する回答書が提出され、回答内容に基づき町村会としての協議を行っているところでありますが、まだ集約には至っていないところであります。今後の対応については、行政報告でも申し上げたところでありますけれども、帯広厚生病院が十勝における2次、3次の医療を担う中核病院としての重要な役割を果たしていることも踏まえつつ、財政支援の可否、内容とあわせて地域医療の連携についての協議を精力的に行い、方向を出すべく努力をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
中村議員

再質問があれば許します。9番、中村議員。

まず、2つに分けてお聞きしたいと思うのですが、最初はいわゆる厚生病院のあり方とこれから新しく建てる厚生病院がどういう役割を担うのかと。それに対して納得できれば、この次の課題となる財政支援と、そこに考え方を持っていかなければならないのではないかと思います。

そこで、最初の質問なのですが、いわゆる増改築ではなくて新築移転になった経緯なのですが、新聞を読んでも今回今の町長の答弁を見ましてもあくまでも老朽化と、それから狭隘化、要は場所が狭くなったと。それが理由であるというふうに言われていますけれども、特に救命救急センターなんかはまだできて20年もたっていないということで、その中においても我々町村会で約16%、10億円ぐらいですか、町村会で負担しているという経緯があります。ですから、単純に、それからまた北病棟ですか、あれなんかはまだできてからもそんなに、直してから新しく、古くはないということなので、どう見てもなかなかその施設の老朽化、確かに駐車場も狭くて狭隘化は考えられるのですが、ただそれだけではないのかなと、もう少し何か大きな理由があるのではないかとということで、恐らく厚生連のほう

から町長のほうで説明を受けていると思いますので、その話をちょっと詳しく伺いたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

改築、今の場所での改築という話もあるわけでありましてけれども、1つは全体的に今のあそこの敷地の形態、あるいは駐車場が極めて狭いということもあって向こうへ出すということがあるわけでありましてけれども、もう一つは先ほど申したようにベッド数も含めてなのですけれども、新しい地域のセンター病院としての役割を果たすべく機能を充実させるためには増築でなくて新たな病院を建てたほうがいいという厚生連としての判断だということでもあります。

加納議長  
中村議員

中村議員。

そこで、先ほども農協連側との会議、実質これで見ますと1回しかないのかと。さらには、帯広のほうに、市役所のほうに来て、厚生連が来て、そのときに役員、要するに町村会の役員の方が集まって話を聞いたということで、現実には2回ぐらいしかないということで、先ほども述べましたけれども、いわゆる町村側は10項目の要望書を全然その回答がないままに、たまたま町村会でちらっと言った話が、例えば農協はどうなっているのだとか、それから建設費のあれでは大変だから道でないかとか、そういう簡単な話ししたことがもうすぐ新聞に出て、さもそのようになっているかのように見受けられます。この辺についてもどうも何か周りの人間から見ればしっくりいかないのかなと思いますが、一番最終的には11月の15日ですか、この中でいわゆる先ほどの町長の答弁の中にありましたけれども、11月15日、厚生連側から質問、要望に対する回答が得られたということではありますが、この内容についてできればお伺いしたいと思うのですが、お願いします。

加納議長  
小林町長

町長。

経過としては、先ほど最初にお答えしたとおり、5月の23日に奥野会長がいらっしゃって市町村長会議でそういう支援をして要請ということでもあります。その後、10月の28日にそれまで議論をして町村会として10項目の要望だとか提案を持って札幌市で打ち合わせをやって、それから11月の6日には、これは正式な打ち合わせではなくて奥野会長が農協との協議も含めて説明に来たということでもありますけれども、そのときは主には建設費から運営費に変えるという、そういう話だけでそのときは町村会としては聞きおいただけで、正式には11月15日の日に奥野会長が十勝へ来られて町村会長である高橋本別町長に回答書を手渡したところであります。その後、私どもも2度にわたって町村会としても検討したわけでありましてけれども、1つは63億円の根拠が一応30%ということがあるのでありますけれども、全体的な資金計画の問題だとか、今後消費税の増税を含めて63億円がどうなのかということと、もう一つは建設費を経営支援ということにしているわけ

でありますけれども、これはむしろ町村会側からお話をした件で、建設費でやると国の起債措置があるわけでありまして、交付税措置がとれないということで、経営支援でありますと特別交付税の中で公立病院に対する支援については特交で措置をされるという中身で、それを利用するというので経営支援に対するということで提案したところでございますが、それについてはおおむねそういう方向で厚生連としても対応したいという中身であります。今後いずれにしてもその中で支援をしていくかどうかということで、支援の中身をどうするのかということで、特に内容の中では医療連携ということで医師の確保を含めた医療連携ができるかということでありますけれども、現在すぐできるかということでいけば、現在も帯広厚生病院には115名のお医者さんがいらっしゃるわけでありまして、そのうち……117名のうち115名は三医大から派遣をしたりされているということで自前で公募で持った医者というのは2人くらいしかないという中では、すぐ町村立病院に対応する医師というのは無理なのでありますけれども、私どもとしては何とかそういう厚生連と私ども十勝の地域と関係者の協議会を設置しながら、そういうものを今後も検討していくという、そういう協議にしていきたいということでありますけれども、いずれにしても何回か協議をしているので、今後もいろんな課題を整理しながら方向を示していく時期に来るのでないかというふうに思っているところであります。

加納議長  
中村議員

中村議員。

財政支援はちょっと後から聞くということなので。要は新しく厚生病院が十勝においてどんな役割を持ってくれるかということなのです。それで、たまたま町村会で出した要望書の中を見ますと、いわゆる十勝型医師派遣モデルの構築に中核的な役割を持っていただきたいと、それから医師だけではなく看護師等の医療スタッフの確保対策、それから医療連携の推進、それから医療連携のモデル的な取り組みを進めてほしいというふうに町村会の要望では入っています。私もそのとおりでありまして、せっかく新しくできるのであれば本当に十勝圏の中心となる病院として、いわゆる医師の派遣もそうですけれども、高度な医療設備を持ってもらって、そこでしっかりと十勝を代表する病院になってもらって、それで町村の病院に対するケアをしてくれるという形であれば問題はないかと思います。特に今までも厚生病院は、本当に十勝圏内では重要な役割を果たしてきたと私も思っております。そして、今回はその移転新築では要するに病院の理念である地域の求める医療連携を考えた病院づくり、これが厚生病院の理念であると、要するにこういうふうなうたわれまして、この理念に基づきこれまで道東地区になかったホスピス、いわゆる病棟型の緩和、それから終末期のケアの新設、それから新たに先ほど町村会でも要望書があり

ました研修等で町村会の医師や医療スタッフの技術向上、それから関係機関で組織をつくりまして定期的な会議を開くなどの医療連携の検討、それから十勝圏での高度専門医療を提供する役割を担うという感じでいろいろと新聞報道を見ますと、ある程度その町村会に沿った回答が私はやられているのではないかと思います。このいわゆる町村会の要望をほぼ本当は受け入れた形ではないかと私は思っていますけれども、帯広厚生病院の考え方について再度町長の考えを伺いたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

まず、その支援をするかどうかということでは、これまでも厚生病院もそうでありまして、協会病院等々も含めて支援をしてきたところでありますし、さらには救急救命センターにおいては今も運営費を十勝の市町村が支援をしているわけでありまして、帯広厚生病院は十勝の地方センター病院ということと、これは3次医療を担うセンター病院ということと、それから地域センター病院というのは2次医療について担うというセンター病院であります。これについては厚生病院と帯広協会病院が担うということでありまして、いずれにしても厚生病院については十勝の医療の中核的役割を担うということになりますから、それに対して負担をしていくという、そういうことになるのでありますけれども、あと今後負担とあわせて先ほど言いましたようにより医師対策を含めた医療連携が進められるかどうかということが今後の大きな協議になってくるのだらうというふうに思っています。

加納議長  
中村議員

中村議員。

そういうことで、今町長の答弁ではいわゆる今の帯広の厚生病院が新しく新築になった場合には今言ったような形で何とかできるのでなかろうかと、それに対してそれであればいいのではないかと町長の回答だと思います。

そこで次は、それに伴ってその財政支援、いわゆる厚生病院がそういう私たちも町村会を通じた役割を持ってくれるのであれば、当然支援もやむを得ないのかなと思うし、また私は支援する必要があるのではないかと思います。その中で支援の方法なのですけれども、いわゆる最初の厚生病院側、要は建築費の支援ということでは来ておりました。ところが、町村会では過疎債を活用できない町村も6町か何町かあるということで、いわゆる公的病院への助成に対する特別交付税の措置では運営費での支援ができるので、そちらに回してほしいという、そういう報道がされております。それで、私がちょっと疑問になるのは、ではその公的病院の助成に対する特別交付税の措置、それも使ってもいいということなのですけれども、それが果たして何年までその措置があるのか。それと、もう一つは、では公的病院の運営費、

これ何年までだと。その辺もまず明確にしなければいけないのではないかと思います。その辺について、町長の考え方を伺いたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

建設費でなくて運営費にしたということについては、今中村議員がおっしゃったとおり特別交付税で措置がされるということがあるわけでありましてけれども、ただ今後の詰めとしてはいつまで特交が続くのか、それは保障の限りでないということと、それからもう一つはいつまで支援をしていくかということがあるのでありますけれども、今後についてはそれについては期限をどうするかとか、そういう協議を町村会と厚生病院で詰めていくということになるのだと思います。

加納議長  
中村議員

中村議員。

それが本当に大変なことになると思いますので、その辺はしっかりと詰めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になるのですが、いわゆる厚生病院が新たにそういう形で本当に新しい病院を建てますよと、そしてしっかりと町村会の十勝圏の代表になる病院としてやりますと、そして医療スタッフ会議もつくって、各町村との会議もつくって、しっかりと高度医療で向かい合っていきたいということになった場合、では果たして私たちの本町の国保病院の体制、やはりこれもそれに対してしっかりと変わっていかねばならないと思います。特にいわゆる厚生病院が、今もそうでしょうけれども、ほとんどが緊急で来た場合には厚生病院のほうに送られて、手術を要すれば当然手術もするというところで、ほとんどが厚生病院のお世話になっているということでありまして。ですから、今の士幌の我が病院の体制、これをしっかりと踏まえて、いわゆるもう士幌のここは手術は必要ないと、簡単な応急処置はできるけれども、あとは厚生病院へ回そうと、もしくは新しくできた厚生病院との相談によって医師の勉強、研究会などをしながら医師が地元で手術もできる体制をとれるのか、その辺について本当にその公的病院、いわゆる十勝圏の病院についてしっかりと打ち合わせをして考えを新たに本町の国保病院の体制、中身もしっかり大きく変わらなければならぬとは思いますが、それについて町長の考えを最後に伺って質問を終わります。

加納議長  
小林町長

町長。

自治体病院は、私どもそれぞれの町村の自治体病院については基本的には第1次診療を担うということで、第2次、第3次については帯広なり、帯広の中核病院に三医大学、三医病院を中心にしながら連携をしていくということでありまして、そういうつながりが充実できるようにやっぱり町村病院として充実をさせていかなければならないのでありますけれども、ちなみに平成24年度の厚生病院の利用状況なの

でありますけれども、外来でいくと1,986人ということで大体2,000人近い方がかかっているということです。それから、入院については231人という、そういう中身になっているわけでありますけれども、そういう意味では大体構成比としては人口比率にすると3%程度のそういう利用ということになってございますので、厚生病院の充実もそうありますけれども、それに対応できる市町村立病院の連携なり内容の充実、初期診療の例えば救急であるとか、初期外来に対する対応については市町村病院が担っていかなければならないわけですから、そういう努力も町立病院としてもしていく必要があるということについては、そういう認識に立っています。

加納議長 以上で中村議員の質問を終了いたします。

質問順位4番、加藤宏一議員、特別警報発表時における本町の対応について町長に質問を行います。

加藤議員 それでは、町長に対して特別警報発表時における本町の対応について質問申し上げます。

気象庁は、これまでの大雨、津波、高潮などの警報に加え、警報の基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、特別な警戒を呼びかける特別警報を本年8月30日より発表を開始しました。この警報は、お住まいの地域が一生に何度も経験しないような非常に危険な状況にあり、避難指示、警報に留意し、直ちに命を守るために最善の行動をとるようとの内容です。近年の異常気象は、私たちの想定をはるかに超える状況です。このような警報を受けた場合、本町はいかなる対応を考えているのか、また今後町民の生命を守るためにどのような施策を進めていくのか、町長の考えを伺います。

加納議長 町長、答弁をお願いいたします。

小林町長 それでは、加藤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、ただいま加藤議員が申されたとおり、近年の集中豪雨などの異常気象について、今後の防災対策の中でしっかり留意をしなければならぬものということで認識をしているところであります。

それで、特別警報についてでありますけれども、今年の広報しほろ9月号でもお知らせをしたところでありますけれども、本年8月30日より気象庁から重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には特別警報が発表されることとなりました。特別警報が発表された場合には、ただいま加藤議員から指摘のとおり、直ちに命を守るための最善の行動が求められており、特に危険な状態であることを地域住民に周知しなければならないという中身だったところであります。

質問の特別警報発表時における本町の対応については、現在土幌町の地域防災計画の見直しを行っているところでありますけれども、現

状の私どもの情報伝達としては広報車2台での放送伝達に加えて、より多くの方に対して情報伝達ができるよう町の公式ホームページあるいは町の広報の12月号にも掲載したところでありますけれども、土幌町防災メールシステムということで、NTTドコモの緊急速報であるとか、au及びソフトバンクの緊急速報メールを活用して速やかに携帯電話保持者に特別警報を含む避難準備情報だとか避難勧告等を配信することとしているところであります。しかし、携帯電話等を持っていない障害者あるいはお年寄り等も含む災害時の要援護者につきましては、現在保健福祉課が保有する土幌町安心安全地域づくり登録台帳を活用しながら地域の安心、安全を守る自助あるいは共助の手助けを地域ぐるみで行う仕組みづくりを関係機関と連携のもと推進してまいりたいというふうに思っているところであります。さらに、速やかに放送伝達が行えるようワンタッチ式車載拡声器の導入なども町民の命を守るべく方策を充実させ、地域の安心、安全が高まるよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、加藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
加藤議員

再質問があれば許します。12番、加藤議員。

この特別警報のことで、確かに私も非常に気になりまして、実は先般測候所のほうにも行きました、この特別警報に対する考え方という部分、それをちょっと伺ってきました。実際は、特別警報発令前の警報時点で各自治体の判断、その部分が非常に重要であるということなのです。特別警報が発表されたときには、もう直ちにということはその場でできる最善のことをしろということなのです。どこかへ逃げろとか、どこかで安全な姿勢をとりなさいとかいうことではないのです。ですから、特別警報ができましたけれども、実は大事なことは警戒警報、その前の段階の注意報、その段階で各自治体がいかなる行動をとれるかということがやはり町民の生命を守ることなのだろうなと私は思いました。特に注意しなければならないのは、町長の答弁にもありましたように要援護者です。その部分は、気象庁の方もやはり災害弱者の部分の対策がやっぱり最優先であろうということもございました。我が町も独居老人ですとか、そういう部分の世帯が随分ございます。こういう災害時にその部分にいかに伝えるか、そして誰が守ってあげるのか、助けてあげられるのかということも日々のそういう我が町の防災計画ですか、この中に織り込んでいただかなければならないのだろうなと思います。

ところが、私この防災計画の存在を今町長の答弁をいただくまで実はよく中身を知らなかったのです。ちょっと手に入れてみたのですけれども、とても立派な冊子でボリュームもあります。ところが、これは実際住民がどう活用できるのか。これは、理事者側は町の担当者たちが周知して災害時に対策を打つのだよということはあるけれども

も、では我々住民は何をなすべきなのだろうか。当然私自身も50数年この地に生きて、大きな地震での被害も受けず、津波も当然来ない、大雨によって土砂崩れの経験もしたことがない、そういう中で安全ぼけと申しますか、我が町は安全だなという認識のほうははるかにございました。ところが、今年の3月に北海道を襲ったあの暴風雪の被害によって道内で9名の方が亡くなりました。あの事故が私はちょっと非常に気になりました。やはりこれは他人事ではないと。いつうちの町に起きてもおかしくない出来事なのだろうというふうに認識を新たにしたところなのですけれども、その中で我が町の災害に対する考え方、ちょっとまだ出遅れているかなと思いますけれども、その部分、町長はどう思いますか。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 本町も今おっしゃったように地域防災計画を持っていますし、国レベルでいってもいろんな防災の対応マニュアルというのはできているのですけれども、実際には今年の伊豆大島の土石流もそうなのですけれども、今おっしゃった道東における暴風雪で9人の方が亡くなるということなのですけれども、なかなか計画やマニュアルができていても実際には生かされないということで被害が広がるというケースが多いので、そこはやっぱりいま一度私どもも防災計画の具体的なことをやっぱり検証することとあわせて、しっかりマニュアルというのですか、点検をしていく必要があるのではないかと申しますけれども、本町の防災計画でいきますと昨年の2月に指定避難所を耐震の施設に変えたということと、特に福祉の避難所を設置をする、あるいは運営をするマニュアルということと、それから避難のそういう判断だとか伝達についてのマニュアル等を整備しながら昨年改正をしたのでありますけれども、来年の2月に向けて現在作業をしているところでありますけれども、特別警報が発表したときの対応を中心とした見直しをするということで現在進めているのでありますけれども、いずれにしても計画になるマニュアルが絵に描いた餅にならないように常日ごろから点検作業を行うとともに、避難訓練あるいは啓蒙活動というのを今後より充実させていかなければならないというふうに思っているところでありますから、今後そういう対応を私ども全体として取り組みさせていただきたいと思っております。

加納議長 加藤議員。

加藤議員 それでは、お伺い申すけれども、では我が町の防災に対する意識、防災訓練の実態というのはどのようなことが行われているのか説明願いたいと思っております。

加納議長 町長。

小林町長 町全体としては、防災の日を中心にしながら庁舎で地震、火事が発生した場合ということと、あわせて病院、特老あるいはケアハウスも



含めた福祉施設については地域の住民の皆さんにも参加をいただきながら防災訓練を行っているところでありますけれども、こういう中で課題点についてはきちんと改善等がされて、実際の災害のときに生かされるということを、そういう点検を行うとともに、周知徹底を図っていくことが必要だろうというふうに思っております。

加納議長  
加藤議員

加藤議員。

特老ですとか病院ですとか、やはり弱者のいるところをまず地域と連携したそういう訓練が日ごろから当然やるべきだろうと私も思いますけれども、それは1つはやっていただいていることはまだ1つ安心なのですけれども、実は庁舎での例えば火災訓練というのは消防署と町の職員の方々が多分やるのだらうと思います。実際の大規模災害、うちの町でもし起きた場合は当然町と消防署だけでは対応し切れない、自衛隊も派遣を要請しなければならない、警察署の協力も要請しなければならない、当然医療機関との連携もしなければならない。私は年に1度ぐらいは、それぐらいのことを想定した訓練、そして私どもが行っている訓練の内容を例えばそういった災害になれている自衛隊の人たちに見ていただいて、何が足りないのか、何をすべきなのかという話も当然聞いていったほうがさらにうちの町の防災が一步進んだ、前進したものになるのではないかなと思うのですけれども、町長、どうでしょう。

加納議長  
小林町長

町長。

町の防災会議には、開発だとか土木現業所も含めてですけれども、自衛隊にも入っていただいているということでもありますから、これから火災だけでなくいろんな、特に近年集中豪雨によるそういう被害があるということの中では、自衛隊の皆さんに参加いただきながらやるという、そういうことも必要かなと思うので、それは自衛隊との協議もあるのですけれども、今後検討させていただきたいということと、もう一つは災害があったとき、例えば集中豪雨が降った場合、地域のお年寄りだとか障害者の方をどうするかということがあるわけでありましてけれども、それについては現在町と社会福祉協議会で見守りネットワークを充実させようということを取り組みをしているので、そういうものも通じて少し避難の訓練だとかなんとかということもやっていく必要があるということで、いずれにしても地域の中では気象を初めとしていろんな災害がふえる中では、より実際に起きたときの対応ができるような、そういう体制をぜひつくっていきたいと思います。

加納議長  
加藤議員

加藤議員。

答弁の中にもありました見守りのほうのネットワークで、土幌町安心安全地域づくり登録台帳というものがありますね。うちの町でも当然事業の中で地域での協力体制をつくるためにパートナーシップ事業ですとか、まちづくり推進だとかということ、いろいろありますね。

こういうことがいざ困ったときには、やっぱり人々を助けるための一つのツールになるのだろうなと思います。年間1,200万円ほどの予算をとっておられます。こっちのほうも残すことなくやっぱりさらに活用できるのであれば、大いにやっていただきたいなと私は思います。これは、訓練というのはやっぱり日々繰り返していなければ、いざというときにはやっぱり効果は出さないだろうし、一人でも多くの命を助けようと思うのであれば、その時間に費やすのは決して無駄ではないだろうと私は思っています。

また、さっきちょっと暴風雪の話が出ましたけれども、これからもまた爆弾低気圧がふえる可能性が十分にあるというふうに気象庁のほうも発表しております。私も最近の特にここ数年の夏場の雨の降り方が尋常ではない、ちょっと経験したことのないような降り方が結構続いています。これがもし冬ならどうなるのだろうと。うちの町も決して安全なところではないなというのが私の実感なのです。中標津町の話なのですけれども、この3月の事故を踏まえて、暴風雪の警報が発令した時点で町に対策本部を立てると、そして道路管理の国だとか道、町、警察、消防などが情報を一元化して災害に対応をするというような考え方をしています。これは、やはり自分の町でそういう災害が出たからということもありますけれども、対岸の火事でなくて私どもの町もやはり導入できるものはして行って、274も防災の拠点にというふうに町長の考えの中にもあります。それは、やはり私たちだけでなく、土幌町のみならず、その道路を使う人たち、そしてそれにかかわった人たちの生命を守ることになるのだろうなと私は考えております。

もう一点ですけれども、町長のこのエリアメールだとか、そういうツールもありますけれども、実はもう一つありまして、ほかにもあるのです。こういう警報が出たから、それを警報を聞くだけでなく、事前に例えば道で出している北海道防災情報システム、そして開発局が出しています北海道地区道路情報、こういったほかの情報を得るものもございます。それは、確かに携帯ですとかスマートフォンを持った方々しかこの情報は得ることはできません。ところが、この人がまた誰か周りに伝えれば、こういった今町の雨量がこういう状態だよと、道路はどこが塞がっていますよということもさらなるもう一步進んだものになります。今町長の答弁にあったように警報が出ていますだけを伝えるよりは、今どういう状況にうちの町はあるかということも知るところを皆さんに伝えていただきたいなと、そういうことの提案もさらにこれからはしていくべきだと思いますけれども、町長、どうでしょうね。

加納議長  
小林町長

町長。

それぞれの町が地域防災計画を持っているのですけれども、3.11以

降、想定外の被害だということがあるのでありますけれども、ああい  
う津波もそうなのでありますけれども、去年のような道東で起こった  
爆弾低気圧による雪等々、今まで想定外だということ想定内にしな  
ければならないということがふえてくるのだというふうに思うところ  
でありますけれども、そういう面ではまさに命にかかわる問題です  
から、いろんな想定なり検証をしながら実際に災害があったときに対  
応できる、そういうシステムづくりというのは極めて町の行政の中  
でも重要な位置づけになるというふうに認識をしながら取り組んで  
まいりたいというふうに思っているところであります。

加納議長  
加藤議員

加藤議員。

町長も随分と認識をしていただいて、これからのうちの町の防災を  
前へ進めてくれるのだらうと思っておりますけれども、1つはやはり行政の  
言葉で言います自助、共助、公助ということ、自分でこの災害から自  
分の身を守るために何をするのか、そして地域全体でどうやってこの  
災害から逃れていくのか、乗り越えていくのか、そして行政がどうい  
う手助けをできるのか、これが具体的な形として皆さんに提案ができ  
なければ、どちらも先ほどの地域防災計画ではないですけれども、い  
まいち使いづらい、理解ができない。どうかそういういろんなツール  
ですとか考え方を個人と地域と行政がつながれるような、そしてイメ  
ージできて、例えば吹雪の中で私の車がストップしてしまった。その  
ときにどうすべきか、こういうときに何をしなければならないのかと  
いうこと、やはりそれも提案していくべきではないのかなと思えます。  
自分の身は自分で守れと言いますが、知らないものは守りよう  
がないです。そういうことは、やはり調べようと思えば、準備するた  
めの方法は幾らでも私はあると思うので、それは行政側もやっぱりや  
っていかなければならない。そして、自分の部分、そして家族の部分  
もこういった災害時にどうやったらいいのか。例えば出かけたなら家族  
をどうやって迎えに行ったらいいのか、帰ってこないでどこかに避難  
したほうがいいのか。特にこれからの豪雪が予想される時期に、どう  
しても家族を迎えに行かなければならない。例えば家の中で容体が悪  
くなった家族がいる、病院に連れていかなければならない。無理して  
出ていくのか、それとも町に要請していくのか、そういうこともやは  
り何らかの判断材料になるものがなければ、常に自分のことは自分で  
やりなさいよでは私は乗り切れないケースのほうがふえていくのでは  
ないかなと思えます。先ほど町長も言ったように、想定外のことが起  
きるから私は大きな災害になるのだらうと思えます。できるだけ思い  
をはせるということなののだらうと思っております。それができること  
が今いろんな3.11も含めて、今年の3月の暴風雪もそうです。それが  
全てやっぱり私どもの判断するための経験値になっているのだらうな  
と思うので、どうかそれをうまくつないでいける方法の提案も行政は

するべきだと思うのです。そういった中で地域づくりも責任が、各地域にやっぱりそういったものの責任もあるのかなと思いますけれども、町長はどう思われますか、その部分。

加納議長  
小林町長

町長。

今加藤議員のおっしゃるとおりだと思うのですけれども、私どもの防災計画の中でも町としての対策のマニュアルというのはある程度はつきりしているのですけれども、今言ったように地域でやる自助だとか共助とのつながりというのは、いまいちちょっと明確ではないところもあるので、それを私どもの行政としての防災体制、機関としての防災体制とあわせて地域住民の皆さんの自助だとか共助だとかとどうつないでいくかというのは今後私ども十分検討しなければならない課題だということでもありますから、そういう議論を私どもも防災検討の中でもぜひしていきたいと思っております。

加納議長  
加藤議員

加藤議員。

ぜひとも我が町の防災を前へ進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今回測候所のほうに行ったときも随分と気象予報官の方が各自治体に招かれて昨今の気象の変動と、それとそれに対する対策をどうしたらいいかというような講演をされているということを伺いました。実はうちの町も、私もそのとき言われてびっくりしたのですけれども、JAの女性部さん、そして先日士幌高校の防災訓練のときも呼ばれて講演をしましたという話を聞きました。意外と自治体のほうが遅れていてごめんなさいという話をしましたけれども、ぜひともそういう方から招いて聞ける情報、また私どもの準備をするために必要な情報が手に入れられるのであれば、どうか行政のほうもそのほうの姿勢を向けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

加納議長

以上で加藤宏一議員の質問を終了いたします。

質問順位5番、清水秀雄議員、後期高齢者医療制度について町長に質問を行います。

清水議員

私は、後期高齢者医療制度について町長にお伺いをいたします。

北海道後期高齢者医療広域連合議会は、去る11月8日の第2回定例会において2014年度以降の保険料の試算について、数字は今後変わると前置きした上で現行保険料の11.05%増になることが示されたというふうに聞いております。被保険者が毎年2万人も増加し、1人当たりの医療費が全国平均を上回る北海道は、おのずと保険料も高くなります。国や道に対し、高齢者の暮らしを守るために引き下げに向けて手だてを求めるべきではないでしょうか。また、厚労省は今年2月、保険料軽減の特例措置を全廃する方針を示し、早ければ2014年度から段階的に縮小するとしていることから、被保険者に与える影響は甚大

加納議長  
小林町長

であり、国に対して特例措置の継続を求めるべきと考えますが、町長の所見を伺うものであります。

町長、答弁お願いいたします。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

今お話がありましたように、11月の広域連合議会において平成26、27年度の新保険料率に関する第1回目の試算が示されたところでありますけれども、ただいま清水議員がおっしゃったとおり、現行保険料に対する伸び率は11.05%となるものであります。この伸び率というのは現時点の見込み数値であり、広域連合が言っているように今後大きく変動する場合もあり得るとい、そういう内容であります。

北海道における後期高齢者の保険料は、医療費の伸びとあわせて後期高齢者の被保険者が増加しているという、そういう実態からすると現行の保険料が下がるということは難しいのではないかとこのように思われるところであります。ちなみに、北海道の被保険者1人当たりの医療費については、23年度の実績でありますけれども、108万7,294円で全国3位ということでありまして、これに対して1人当たりの保険料調定額というのは6万4,812円で第10位の状況にあるところであります。

それから次に、保険料軽減の特例措置についてでありますけれども、この制度については激変緩和ということで毎年実施されているところでありますけれども、1つは低所得者への保険料の特例軽減というのが本則では7割軽減になっているものを均等割で9なり8.5割の軽減をつくるということと、それからもう一つは所得割については5割軽減の上積みをしているということであります。それから、2つ目は社会保険の元被扶養者への保険料特例軽減でありますけれども、これについては2年間で5割という本則だったわけでありまして、均等割で9割軽減で期限なしという中身でありますけれども、国の考え方とすることはこれを本則に戻すと、その一方で世帯の所得での判定による保険料軽減対象の拡大を行うという検討もあわせてされているというふうにお聞きしているところであります。いずれにしても、これらについては社会保障審議会の医療部会における議論の段階の内容でありますので、12月5日には社会保障制度改革に関するプログラム法が可決成立したことにより、今後具体的に実施時期はどうするのかなど、そういうものが検討、明らかにされるという見込みであります。

後期高齢者医療制度は、持続可能あるいは普遍的な医療制度、さらには社会保障制度として財源確保も含めてじっくり検討されるべきであり、今後ともその視点で意見反映をしてみたいと思っておりますので、ご理解を賜うようお願い申し上げます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長　　ここで食事休憩に入ってよろしいですか。  
（何事か言う者あり）

加納議長　　再質問だけいただいて、それから食事休憩に入りたいと思います。

清水議員　　それでは、町長から答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

町長、私の質問に的確にお答えになっていないのです、実は。私が問いかけたのは、保険料が上がる、ですからこの保険料の上がるのをできるだけ抑制するためにどういう措置を求めるべきなのかと。これ連合議会のことですから、中に入って私たちがあれこれ言うことはなかなか難しい問題だと思えます。町長は、連合議会の構成員ですから、そういう点では町長が連合議会に対してこういう措置を講じてほしいと言うことは可能ですね。そういう意味で、私は町長に対してこのような立場で連合議会に対して、あるいは道に対してこういう要請をしていただきたいということを申し上げていきたいというふうに思っています。

まず、1点目なのですが、保険料の軽減策として剰余金の全額活用、そして財政安定化基金の活用です。これは、国、道、保険者とそれぞれ3分の1負担しているわけですから、それを安定化基金の積み増しを道や国に求めるということをぜひやっていただきたいということに対して町長はどのように考えますかということは何ったつもりです。その点についてのお答えをいただきたいと思えます。

加納議長　　それでは、ここで13時まで昼食休憩としたいと思います。

午前 11時59分　休憩  
午後　1時00分　再開

加納議長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長、答弁願います。

小林町長　　1点目は、清水議員のほうから意見反映を、手だてを求めるべきでないかということについてお答えをしていないというお話があったのですけれども、最後の部分で国や道に意見反映をさせていくということですが、そういう面では広域連合はもとよりでありますけれども、国や道に対してそういう意見反映をしていきたいと思えます。

それから、2点目は財政安定化基金の関係なのでありますけれども、これは連合と国、道で3分の1ずつ積むということになっているのですけれども、今回の第1次では財政安定化基金から繰り入れをしないことでの試算でありますけれども、今後どうなっていくかということではありますけれども、前回24年、25年のときも第1回の試算では入れていないのです。それで、第2回、第3回とか最終的には24年の2月の段階で入れるということに決めて今平均で6万7,242円ということ

加納議長  
清水議員

になったということでありますから、今後財政安定化基金等を入れて下がるようにという、今後そういう協議になってくるのだと思います。

再質問ありますか。8番、清水議員。

そのとおりだと思います。財政安定化基金、前回の引き上げの段階のときには、それぞれ繰り入れがされているのです。今回は、その繰り入れがどれぐらいになるのかというのは11月の連合議会の中でも明らかにされたようであります。23年度末の財政安定化基金は19億円、24年、25年、今の段階ですかね。この安定化基金積み立て予定額が84億円のうち81億3,000万円を取り崩して保険料引き上げの抑制の手だてとして使ったわけです。しかし、それでもなおかつ2.5%の引き上げになってしまったというのが実態だと。しかし、今回はそれ以上の財政確保をしなければならないということで、今の状態を言いますと25年度の残高予定額が25億円だと。それしかないわけですから、そうすると国に対して安定化基金の積み増しをぜひ国や道に働きかけていただきたいということを連合議会の中でもそういう要請をしたというふうに伺っています。それに対して事務局長も抑制に向けて道と協議しているのだというふうに答えているということですから、それで私は町長に対してぜひそのことに対して町の立場あるいは町村会の立場から道に対して基金の積み増しをぜひ要請するべきではないのかということに伺ったわけであります。

それで、そのことについてさらに進めていきたいと思います。私が質問の2点目で行っております今年2月、保険料軽減の特例措置を全廃する方針を示したというふうに言われているわけです。それで、今度の国会で社会福祉保険法が、プログラム法が成立しました。そういう方向では、どんどん自助、共助の方向に進んでいくというふうに推察されるわけですが、それで厚労省が示している2014年度からの保険料軽減の特別措置を段階的に縮小するというので、それが被保険者に与える影響というのは極めて甚大だということを指摘しているわけですが、そのことについてちょっと続いて申し上げたいと思うのですが、特例軽減措置の今の状態です。均等割の7割軽減を受ける世帯のうちの被保険者全員が年収80万円以下、その他の収入がない場合、これが均等割9割軽減であります。この9割軽減を受ける本町の場合の対象人員は、これは若干数字違う点もあろうかと思いますが、私が伺った時点では277人です。後期高齢者の人員でいいますと、分母です、ね、1,090人の277人ですから25.4%、次の7割軽減に該当する者について、これは均等割8.5割軽減、この人たちは268人、24.5%です。低所得者層、その次の3段階ですが、所得割5割軽減の対象者です。これが99人、9.0%です。次の被用者保険の元被扶養者の均等割を9割軽減、所得割10割軽減、この人たちは先ほどの町長の答弁の中にもありますように、これはもとの被扶養者の保険特例軽減措置です。こ

れが均等割9割軽減、さらに所得割10割軽減です。この人たちは74人います。6.7%なのです。例えばこの人たちがこの特例軽減措置が廃止された場合にどうなるかといいますと、例で申し上げますと、今言いました被用者保険の元被扶養者の均等割9割軽減、所得割10割の軽減の74人の人たちというのは現在4,700円の保険料です。これが全廃になりますと2万3,800円、実に5倍になります。これほどの負担に耐えられないというふうに考えられます。それで、この軽減措置をぜひ継続していただきたいと、廃止をやめて継続していただきたいということで要請すべきでないのかというふうに伺っているのですが、その点について町長はどんなふうにお考えになっているか、その点についてもお答えをいただいていますので、その点について伺います。

加納議長  
小林町長

町長。

軽減措置の対象者というのかな、それによって影響ある人の人数というのは大体今清水議員のおっしゃったとおりだと思いますけれども、額についてどうなるかということがあるのと、それからもう一つは先ほど申し上げましたように軽減措置は減らすのでありますけれども、規模を拡大をするという1つがあるのでありますけれども、それらについてももう少し私どもも具体的に少し検証をする必要があるのかなというふうに思うのでありますけれども、例えば規模拡大でいくと今の5割軽減が217万円まで伸びる、2割軽減が258万円まで伸びるといようなことがあるので、それらとの影響を少し内部で検討して、言われたようにできる限り影響がないようにということで意見反映をしていきたいと思えます。

加納議長  
清水議員

清水議員。

今町長からお答えをいただいたところですが、それでそういう点でぜひ道に対して、これは国の制度ですから、国に対してこの制度を継続していただきたいという要請をぜひ町長の立場から行っていただきたいということですので、そのところをぜひ進めていただきたいと思えます。

それで、その次に、ちょっとこれはぜひ改善するべきだというふうに思っているのですが、後期高齢者健診についてです。残念ながら土幌町の後期高齢者健診の受診状況なのですが、極めて悪いということだと思います。後期高齢者健診を受診された2012年度、昨年ですが、11人しか後期高齢者は受診されていないと。率で言いますと実に1.25%という状態になっています。それで、高い受診率の自治体もあるのです。それで、その受診率についてちょっと伺っておりましたけれども、この受診率向上ということは、先ほど前段で質問もありまして、高齢者が健康で長生きしていただくということによって保険料の軽減につながるということですから、それは健診を受けていただいて、早い段階でさまざまな予防措置も講じていただくということがまず第一



なのだと思います。それで、この連合から後期高齢者健診を受ける手引というのが発行されているのです。その中でも後期高齢者健診を受けるメリット、健診はあなたにとってこんなよいことがありますよというふうにして、こういう勧め方をしたらいかがですかというふうの手引の中にあるのです。私は、町づくり懇談会の中でそれぞれ皆さんもお目通しになっていると思います。この懇談会の資料です。この資料の中で、この資料を見る限りでは後期高齢者の方々が健診を受けるという対象になっていない。なっていませんね。これで見ると、74歳までなのです。75歳以上の人たちは、この資料を見ても、町から出されているいろんなのを見ても、75歳以上の人たちは、私たちは、俺たちはもう対象外だと、受ける必要ないのだなというふうに感じ取ってしまっているのではないかなというふうに思うのですが、その点は進められている福祉課のほうではどんなふう考えられてこういう資料を出されたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

まず、実績については清水議員が申されるとおりで、平成24年度の実績では対象者が877人のうち11人という、そういう状況であります。ただ実際にほかの機関で、町立病院で受ける後期高齢者健診については把握はしているのですけれども、他の医療機関で受診しているものについては把握ができていないということがあるのと、それと実際には75歳以上の人というのは結構病院を受診している人がいるのですが、その中でやっているからあえて健診を受けないということもあるのかなというふうに思うのですけれども、それから町としてはやっぱり現役世代の40から74の現役世代の特定健診に重点を進めていくということには、そういう姿勢でいるわけでありましてけれども、これらについて現場の実態というのですか、そういう担当課としての中身については保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長  
大森保健  
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

確かに後期高齢者健診の今おっしゃったように受診率が1.25%ということで、町立病院で健診を受診する方の受診率でございますが、低いというのが現状でございます。では、町として後期高齢者健診を進めていないのかという質問に対してなのですが、町づくり懇談会の中では特定健診を進めるということでお話しさせていただいているのですが、町の役場だよりは2カ月置きに月2回掲載しております。それは、後期高齢者健診ということで進めているのと、あと老人クラブの健康講座等で担当のほうでは進めているというのが実態でございます。ただ、その中でも後期高齢者の方が今町長がおっしゃったように病院で受診していて同じような健診を受けているということで、受け

られないという方もいらっしゃると思いますが、本当に実際に必要な方には受けていただきたいと思いますので、今後もPRはしていきたいと思います。そして、次年度から今まで後期高齢者の方は町国保病院のみという健診体制をとっていたのですが、巡回型の健診においても後期高齢者の方に受けられるべき広げていこうというふうに担当課としては考えているところでございます。

以上です。

加納議長  
清水議員

清水議員。

ただいま答弁の中にもありましたように、確かに定期的に高齢者の方々が病院に通院していてそういう健診を受ける必要がといますか、そういう対象になっていないという人たちもいると思います。ただ、私が申し上げたいのは74歳だ、75歳以上だという、そういうふうに区別するのではなくて、高齢者の皆さん含めてぜひ受診してくださいという、そういう進め方が必要なのだと思います。ちょっと高い受診率の自治体もあるのです。その自治体にちょっと伺ってみました。そうしたら、うちの町は別に後期高齢者だとか、そういうふうな考えを持っていませんと、とにかく高齢者の人たちに全員受診していただくという考え方で進めていますと。町民に案内するときにもそういう案内の仕方しかしていませんと。それが分けて言えば、後期高齢者の受診率が高いということになっているのかもしれないねという答えでした。まさにそうなのだと思います。先ほど私が申し上げたように、この懇談会資料の説明ありましたね。これを見る限りでは、75歳になったらもうこれ必要ないのだねと、対象でないのだねというふうに誤解を受けてしまうと思うのです。その辺を改善されて、ぜひ高齢者の方々にも、75歳以上の人たちは後期高齢者ですが、そういう人たちもぜひ多くの人に受診していただいて、とにかく早い段階で故障を見つけていただいて、とにかく健康を維持していただくということが保険料の軽減にもつながるのですということを認識していただくことが必要なのだと思います。そういう点での取り組みをぜひ強めていただきたいということでもう一度お願いいたします。

加納議長  
小林町長

町長。

一番やっぱり町としてどこをやらなければならないかというふうになると、やっぱり40から、支援費のことも含めると40から74の国保の被保険者に対して私どももできる限り、基本的には6割を目指して受診をしていくということでありますけれども、ただもう一方ではお年寄りの皆さんはそういうことで実際診療とかなんとかといろいろなことがあって、余りPRしてこなかったという部分もあるのでありますけれども、そういう実態もよく踏まえましてPRも含めて取り組んでいきたいと、そう思いますので、検討させていただきたいと思います。

加納議長

これで清水秀雄議員の質問を終了いたします。

細井議員

質問順位6番、細井文次議員、小中校の土曜授業について教育委員長に質問を行います。

それでは、教育委員長に質問をさせていただきます。

小中校の土曜授業について。平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査において、十勝管内の児童生徒の学力が全国的に低い位置にあることを大変危惧するものであります。今後学力の向上も含め、土曜日を有効かつ有意義に過ごすためにも土曜授業を実施すべきと考えます。また、学校別の成績公表を認める方向で文科省も検討を始めています。管内的には、公表反対を示す教育委員会が多いようではありますが、本町教委の考えはいかがかお伺いをいたします。

学校週5日制は、ゆとり教育として平成4年9月から段階的に実施され、平成14年4月から完全実施されています。学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子供を育てることを基本理念としているが、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在しているとの文科省土曜授業に関する検討チームからの報告があります。ゆとり教育が学力の伸び悩みを助長していると考えるが、教育委員長の所見をお伺いいたします。

加納議長  
力石教育  
委員長

教育委員長、答弁をお願いいたします。登壇願います。

細井議員の質問にお答えいたします。

まず、最初の指摘の児童生徒の学力や土曜日の望ましい過ごし方にかかわって、土曜授業を実施すべきではないかということではありますが、全国的には土曜日に授業を行うことを学校が判断した場合、それを認める教育委員会がふえている現状でございます。文部科学省は、土曜授業に関する検討チームを立ち上げ、土曜授業のあり方について検討を重ねて中間まとめを公表しましたが、その中で実施については当面は設置者である教育委員会の判断によるとしており、これを受け、文部科学省では児童生徒の土曜日の過ごし方が課題になる中、土曜日を利用した学習の場を充実させる必要があるとして、本年11月29日に学校教育法施行規則が改正され、これまで土曜授業の実施を特別の必要がある場合としていたものを教育委員会が必要と認める場合に改めて、教育委員会の判断で実施することができるように改正されたものでございます。

当教育委員会としましては、これまで土曜授業の実施について具体的に検討する機会は設けていませんが、本町の現状でいいますと時数増加が示された新学習指導要領の実施後も全小中学校で授業時数は確実に確保されていますし、学力向上という観点からは学校改善プランに基づいて長期休業中や放課後を活用した学習サポート、あるいは全校読書や家庭と連携した家庭学習の習慣化など諸々の取り組みによって学習の基礎、基本が定着していることから、現段階では教育課程の実施や学力に関して土曜授業をしなければならない状態にはないとの

認識であります。しかしながら、土曜授業の実施につきましては授業時数や学力の問題に限ったものではなく、学校週5日制の理念を踏まえた総合的な判断が必要となることから、全国、全道の動きを注視しながら今後検討してまいりたいと考えております。

なお、土曜授業の実施の検討に当たっては、実施内容や回数などによるため一概には申し上げられませんが、まずは導入に関する基本的な考え方を明らかにし、保護者の理解を得ることが必要であり、教員の勤務体制の調整はもとより、これまで行ってきたサタデースクールや少年団、部活動などの練習や大会日程との調整を行うことや教育活動によりましては豊富な知識や経験を持つ外部人材の協力を得る体制を整えることが必要になってくるなどの課題が考えられます。

次に、全国学力・学習状況調査における学校別の成績公表の件についてであります。文部科学省が定めた平成25年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領においては、学校の序列化や過度の競争につながるとして都道府県教育委員会による市町村別の成績や市町村教育委員会による学校別の成績の公表は認められておりませんでした。また、十勝管内においては教育委員会連絡協議会が策定した結果公表のガイドラインに従って対応することにしており、十勝では学校の序列化や競争を招くおそれがあるということから数値の公表は差し控える形になっております。これにより土幌町教育委員会では、広報しほろの「教育の窓」のページにおいて、本町の小中学校における調査結果の概要を公表しておりますが、学校別の平均正答率は公表しておりません。本町の公表した内容については、後ほど詳しく教育長から説明いたしますが、平成25年度の結果につきましては小中学校とも高い学力を示しておりました。

調査結果の公表については、全国的にも賛否両論があったところでございますが、公表方法の改正について文部科学省の全国的な学力調査に関する専門家会議において検討が行われ、文部科学省では本年11月29日付で平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を制定し、いわゆる学力テストの成績公表については教育委員会の判断で公表することができるように改正されました。しかしながら、この実施要領には調査結果の公表に当たっての条件が6点明記されておりますので、平成26年度の調査結果の公表方法については今後の教育委員会の会議に諮り、検討してまいりたいと考えております。調査結果の公表に当たっての条件6点については、後ほど教育長から詳しく説明いたしますが、小規模校が多い本町の現状を踏まえ、児童生徒個々の成績が特定されることがないように、取り扱いは慎重に行うべき問題であり、教育上の効果や影響などを十分考慮しつつ、教育の改善に生かすという視点で適切に公表していく必要があると考えております。

最後に、ゆとり教育が学力の伸び悩みを助長しているのではとの質

加納議長  
堀江  
教育長

問でございますが、今答弁で述べました内容のとおり、土幌町においては平成14年度に始まった学校週5日制にかかわるいわゆるゆとり教育が児童生徒の学力や休日の過ごし方に弊害になってあらわれているということはほとんどないという認識に立っております。

以上、細井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、答弁の中で教育長より答えさせていただくと申し上げた2点につき、私の答弁の後引き続き教育長より説明させていただきます。

それでは、教育長。

教育長、堀江から補足説明させていただきます。

初めに、広報しほろ2013年11月号の「教育の窓」において2ページにわたり公表した平成25年度全国学力・学習状況調査の結果についてでございますが、教科に関する調査では小中学生とも全ての分野で全国、全道を上回るというかつてない高い学力を示し、特に小学校算数A（知識）と中学校国語B（活用）は全国の平均正答率をかなり大きく上回り、小学校国語A（知識）、小学校算数B（活用）においても全道の正答率をそれぞれ大きく上回るという結果であったことを公表しております。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策や学校や家での勉強や生活の様子について尋ねる質問紙調査の結果についても公表しているところでございます。

次に、文部科学省が本年11月29日付で制定した平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領について、調査結果の公表に当たっての条件6点を説明いたします。1点目は、公表する内容や方法等については教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。2点目は、調査結果の公表を行う教育委員会または学校においては単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果をあわせて公表すること、さらに調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。3点目は、教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は当該調査結果を踏まえて、みずからが実施する改善方策を調査結果の公表の際にあわせて示すこと、また教育委員会においてみずからが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会はみずからが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。4点目でございます。調査の目的や調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。5点目でございますが、児童生徒個人の結果が特定

されるおそれがある場合は公表しないなど児童生徒の個人情報の保護を図ること。6点目は、学校や地域の実情に応じて個別の学校や地域の結果を公表しないなど必要な配慮を行うこと。

以上でございます。

加納議長  
細井議員

再質問があれば許します。5番、細井議員。

都合4ページにわたっての委員長のお答えと、それから教育長のお話でありましたけれども、最初の委員長のお答えの中に土曜授業、教育課程の実施や学力に関して土曜授業をしなければならない状況にはないとの認識ということでお答えをいただいております。これは、すなわち教育長の説明がありましたけれども、平成25年の学力調査の中で本町の小学生、それから中学生についてはかなり高い学力が数値で示されたと、点数があったということで、その点数が高ければ土曜授業の必要はないというふうに判断をしてよろしいのでしょうか。

加納議長  
力石教育  
委員長

教育委員長。

お答えいたします。

学力テストの結果がいいからする必要がないという認識ではなくて、少なくとも学力に関しては土曜授業に頼らなくても改善プランのもと、各学校で長期休業中のいわゆる学習サポート、それから放課後での学習サポート、もろもろの今取り組んでいる取り組みの中で成果が十分出せるということでございます。ただ、学力という観点以外にゆとり教育という名の週5日制が実施されたその理念に基づいた土曜授業のあり方ということもこれからは考えていく必要があるという点では、土曜授業を否定しているものではございません。

加納議長  
細井議員

5番、細井議員。

その部分については理解をさせていただきます。

それから、文科省は11月29日、まだ発表がなされて10日もたっておりませんので、本町の教育委員会も委員の皆さんでこのことについて十分会議を持たれてはいないと思います。今回質問に当たっては、教育委員長のお考えというふうな判断で、個人的な考えという判断のもとにお答えをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

一番やっぱり問題になるのは、土曜日が有効に活用されていないと、有効に活用できない子供が少なからず存在しているということ、これは確かに土曜日を有効に学習だとか、それからサタデースクールに参加したり等々で有効に活用している子供については何の問題もありません。ただ、問題になるのは土曜日を有効に活用できない子供たちであります。そのことが子供たちの学力の格差につながっていく、やはり一ところに集まって学習していく、学習するという時間が大変重要ではないかと。家庭学習をなささいと言ってもなかなかできない子供たちのことが大変心配であります。心配なことなのですが、教

育委員会としてはこの家庭に対して、保護者に対して土曜日の有効な時間の過ごし方、そのことについて今までどのような形で喚起をなされてきたのかお答えを願いたいと思います。

加納議長  
力石教育  
委員長

教育委員長。

お答えいたします。

学校週5日制実施が行われるとき、正直言いまして私も土曜日が休みになるということに多少不安を持っておりました。しかし、土幌町においては幸いなことに少年団活動、部活動の参加する子供の数が多うございます。それによって、土曜、日曜、2日を少年団活動や部活動の充実によく活用してくださるという動きが1つ起こりまして、かなりの部分で土日の有効活用が形になっていったと思っております。それと、もう一つ、サタデースクールという取り組みが年々充実して土幌町においてのサタデースクールの取り組み、特に子供たちの参加する数が他町村に比べてかなり高い率の数の子供たちが参加していると思っておりますし、サタデースクールを実施する中土幌児童ステーションのスタッフ体制も非常に充実しているし、意欲的な取り組みがなされております。もろもろ含めまして、土幌町において土曜日の過ごし方はかなり充実したものであると認識しておりますが、細井議員指摘のとおり、そういうものにも参加していない子供さんがいることも事実でございますし、数は少なくともそういう土曜日を有効に過ごすことができないお子様のことも考えながら土曜授業のあり方について、26年度は十分検討してまいりたいと考えております。

加納議長  
細井議員

5番、細井議員。

今委員長のお答えの中に土曜日が休み、僕は土曜日が休みという認識はちょっと違うのではないかと。あくまでも土曜日は休みでなく、休みはやはり日曜日であって、土曜日は学校はないけれども、認識としては僕は土曜日は学校というみんな集まって授業はないけれども、それぞれが家庭だとか地域だとか、そんなところでやはり学ぶところであると。だから、どうしても休みという捉え方をしてしまうと、非常に何か土曜日、日曜日は全く休みなのだというふうな、今は公務員の方は完全週休2日制で土曜日も休みですけれども、僕はやっぱり子供たち、特に児童生徒、それから学生に関しては土曜日は休みではないのだと、それぞれがみずから学んでいく日なのだというふうな捉え方をしておりますので、そこら辺がちょっと委員長とは認識が違うのかなというふうな気も少し今しました。

次の質問なのですけれども、次にちょっと移らせてもらいますけれども、全国で実際に土曜授業を実施している学校は少し調べさせてもらいましたら公立校のみで、私立の学校については調べてはおりませんけれども、公立校で小学校で全小学校の公立の小学校の8.8%、およそ1,800校、中学校においては966校で9.9%ということになってい

るようであります。そういう報告があります。残念ながら北海道の小中学校は一校もないという報告がなされております。この全国の実施した小学校8.8%、それから中学校9.9%のうち東京都の学校が小学校では6割を占めている、中学校においては9割を占めている。特に東京都、これは大阪だとか名古屋だとか、ああいう大都市圏の学校は大体同じような数字が出てくるのではないかと思うのですけれども、そういう都市間、都市の学校が土曜授業に積極的に取り組んでいるという状況だというふうに考えております。

その土曜授業ですけれども、例えば土曜日に運動会をやったとか、そういったところも土曜授業という報告がなされるようですけれども、この東京都の小学校6割、中学校9割が毎週毎週運動会だとか、そういうことをしているわけではないと思いますので、かなりの部分でやはり学習という形が授業という形になっているのではないのでしょうか。ともすれば、北海道のようにゼロということはやはり地方と都市間の学力の差がますます開いていくのではないかと、そのような懸念がされます。そんなことから、そういう心配が生じてくるのではないかと。やはり先ほどゆとり教育ということで委員長もお話ありましたけれども、都市の学校はやはり建物に囲まれてなかなか緑がなくて、木がなくて、近くに川がなくて、そういったところで住んでいる子供たちはやはり土曜日を利用してそういったものに親しんだり、そういうゆとりの教育というものは十分必要なのでしょうかけれども、それ以外にやはり学習という部分ではかなりやっぱり大きな時間を割いて土曜授業というのが実施されているのではないかというふうに思うところでもあります。そんな中から、やはり都市と、それから我が町のようにならぬ地方の都市との学力の差というのはそういったところからも少し生まれるのではないのでしょうか。そのような考えは教育委員長、

加納議長  
力石教育  
委員長

教育委員長。

先ほど私が土曜日は休みと言いました点につきましては、認識は細井議員と全く同じですので、訂正させていただきます。あくまでも土曜日は学校、家庭、地域、3者が連携して教育活動を行うという理念のもとに土曜日を考えているという点では細井議員の指摘のとおりでございます。

そこで、土曜授業を復活させた都市の事例を細井議員挙げられまして、そういう形で土曜授業を復活させたところとの学力格差が生まれるのではないかという懸念を指摘されましたけれども、私たちも、北海道はゼロでございますけれども、多分26年度には北海道においても土曜授業をモデルケース的な形になるかどうかわかりませんが、始めるところもできてくると思っております。また、現に土曜授業を行っている大きな都市の取り組みなども十分資料を集めましてさまざ



まな実施内容を十分検討しながら、子供たちにとってプラスになることは積極的に取り入れていきたいという思いで26年度私たちも委員会全体で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

加納議長  
細井議員

5番、細井議員。

後ほどモデルケースの話もちょっとお伺いしたかったのですが、後ほどまたその来年以降の道としての取り組みについても少しお伺いをしたいと思います。その前段で、平成24年度の実際に土曜授業を実施した学校について、いろんなアンケート調査が既に文科省のほうでも行われております。そんな中で少し気になることがありましたので、実施した学校に対して一番、複数のアンケートの回答のようであります。その中で一番多かったのが開かれた学校づくりということで、小学校は89.3%、中学校は86.1%が答えている。両方にしてもおよそ90%の学校が開かれた学校づくりということで、僕はこの開かれた学校づくりというのは一体何を指しているのかなと少し疑問に思います。今の学校というのは、そんなに閉鎖的かなというふうな気がします。当然父母会、PTAの活動ですとか、授業参観があったり、いろいろ最近物騒な事件もありましたから、それなりに鍵を閉めたり、いろいろそういう面では少し閉ざされている部分もあるのですが、それは子供たちを守るということでこれは仕方ないのですが、でもこの開かれた学校づくりということで、今現状そんなに学校は閉鎖的ではないのではないかと、そのような気がしているので、これはアンケートの中で一番無難な答えを出しておけということでこの答えを出したのかなというふうな、私の考えが間違っていれば訂正しなくてはいけません。次からの答えの中で2番目にくるのが授業時間数の確保ということで、これは小学校52.8%、中学校は65.1%、その次に多かったのが学力の向上、パーセンテージは問題ありませんので、差し当たって今は言いませんけれども、4番目に多かったのが平日の教育課程の時間的余裕を持たせるということ、余裕を持たせたいと。すなわち、このアンケートの結果から、やはり現状週5日では非常に詰め込みの教育になっているのではないかと。当然学習指導要領の中で決められた時間数は間違いなく確保しているが、やはりこのアンケートから学校現場から聞こえてくるのは詰め込み教育というのがうかがえるのではないかと、そのような気がします。委員長の考えをお伺いするのでありますが、週5日制というのはどうでしょうか。詰め込み、従来の土曜授業があったときから比べるとどうでしょうか。現状詰め込んでいるのかなと、そこら辺の委員長の考えをお伺いしたいと思います。

加納議長

教育委員長。

力石教育  
委員長

先ほどお答えしましたように、ゆとり教育を実施したときは正直言  
いまして、かなり内容的にも学力向上の点については弱い部分があっ  
たと感じております。その反省から授業時数も文科省はふやして、そ  
れを確保するよとということ、その時数も確保したわけございま  
すけれども、その結果やはり5日の中でそれを十分こなそうとすれ  
ば窮屈になっている部分も間違いなく指摘のとおりあると思います。  
それで、そういう窮屈な状況を回避するために土曜授業のことを、さ  
っきのアンケートで細井議員が指摘されましたように土曜授業とい  
うものを考えているところもふえてきているような状況でございます。  
もろもろ含めまして、子供たちにとってよりよい教育環境をどうする  
かという観点で土曜授業を考えていかなければならないと思いま  
すが、一方でやはり先ほど実施に当たってはということでお答えいた  
しましたけれども、まず教員の勤務体制の調整、それからサタデースク  
ールや少年団などのさまざまな日程等の調整、そういうふうな今行っ  
ていることとの調整なども非常にまた難しい問題もございまして、  
どういう形で実施すればいいかということをもっともっと詰めていく  
には委員会内部で検討をする時間が必要だろうと思っておりますし、  
少なくとも今土幌町では長期休業中の学習サポートとか放課後の学習  
サポート等々によって、家庭学習の習慣化も学校と家庭が協力して頑  
張っていただいておりますが、さまざまな取り組みによって学力の低  
下につながっていないという現状は認識していただいて構わないと思  
いますので、これを維持していく上で土曜授業というものが必要な  
かならないか、次年度じっくり検討していきたいと思っております。

加納議長  
細井議員

5番、細井議員。

多分教育委員長も教育長もこの場で25年度の本町の小学校、中学校  
の学力テストの結果はこのぐらいなのだと思切って言いたいの  
でしょうけれども、それはしないということですから、なかなかむず  
むずしたところもありながら今までの答弁をされているのだと思  
います。できればやはりある部分、委員長が常日ごろ言われている過度な競争  
だとか、そういうのをあおるような、また学校間の格差というか、学  
校間のレベルだとか、それから個人が特定されるような学力の調査の  
発表はしないということは、当然そのような方向でやっぱり進んでい  
ってほしいと思うのですけれども、しかしながらやがて子供たちは15  
歳になれば、15の春に高校入試ということを抑えます。また、18歳の  
春には大学や専門学校の入試ということになっていきます。この入学  
試験というのはやはり競争です。競争だと思います。幾ら内申点を重  
視するという形には大分なっている学校もありますけれども、やはり  
隣の受験生より一点でも多くとらなければ合格できないという、やは  
り競争社会の第一歩に子供たちはやがて入っていくのではないかと。  
とすれば、やはり若干の競争心というものは養っていく必要があるの

ではないでしょうかね。そのように常日ごろ思っておりますので、過度な競争心をあおることはやはりよくないとは思いますが、やっぱり競争心、多少なりの競争心というものもやっぱり植えつけていくことが必要なのではないでしょうか。やがてその子供たちが社会に出れば、また競争社会の中で生きていかなければならないということは当然のことです。やはり子供のころから若干の競争心、小学校の運動会でもやっぱり100mの競走をすれば1着がいて6着がいるという、そういう競争社会になっていきますので、やはり学習面でも多少なりの競争心は必要だというふうに私は認識しておりますので、そこら辺も過度にならないように委員会として進めていっていただきたいと思っております。

そんな中で、今詰め込み教育のことで質問をさせていただきましたが、実は本年10月にこれも文科省発表で小学生の英語教育の問題で少し発表がありました。実は、今たしか5年生、6年生の英語教育ということで2011年だったと思うのですが、そこから少し英語が小学校でも取り入れられて、今の段階では親しむ程度ということであり、歌だとかゲームだとか、そういう中から英語に親しんでいくということであり、現段階では、教科としてなっておりませんので、当然成績評価もされておきませんが、どうもこれが近い将来、5、6年生にあっては教科として、さらには成績の評価ということで完全な教科になるのではないかと。そのような方向に今向きつつあるようでもあります。ここで新たに英語の学習が入る、教科として入ることになれば、さらにまた窮屈な問題が起きるのではないかと、そういうふうな懸念があります。そのような中で、やはり今現段階で週5日制の中で果たして英語教育が入ったときに十分対応していけるのでしょうか。この英語教育が、英語の学習が入ることによってほかの教科に圧迫はされないのでしょうか。となれば、やはり私は土曜授業ということで、これはやはり土曜日に少し授業を持って、サタデースクールですとか、そういう少年団活動をいろいろ土曜日には行うのですが、やはり学習面で土曜の授業というのは大変重要に、かつまた必要になってくるのではないかと、そういうふうな認識に立つわけですが、今の中でこの英語の授業が、英語の教科が5、6年生に入ったときには、ほかの教科に影響なく時間数がとれて十分に授業ができるのかできないのかをお考えをお伺いしたいと思います。

加納議長  
力石教育  
委員長

教育委員長。

今細井議員が指摘されました英語がいわゆる教科として5、6年に定着するというお話ですが、それにつきましてはまず学習指導要領の改訂が行われないと実施できませんので、その学習指導要領がどのようになるかを見きわめて、私たちも委員会の中で話し合いを進めていかなければならないと思っております。

加納議長  
細井議員

細井議員。

今の英語のことですけれども、これは近い将来なってくるのではないのでしょうか。ですから、やはり窮屈なことになっていく、おのずと窮屈なことになっていくというふうな気もしております。11月29日の文科省の発表、まず新聞公表でありましたけれども、実際に先ほど委員長のお話の中にモデル校ということが、モデル校で実施されていくのではないかとということでありましたので、ぜひとも。また、その財政の支援も文科省はされるということなので、補助制度といいますか、そういったことでいろんな本町にも例えば教員を定年された方ですとか、そういった教員の免許を持っておられる方を実際に臨時の講師という形の中でも土曜日は授業ができるのではないかとというふうに思っておりますので、ぜひともそのような財政支援を受けながらモデル事業にいち早くやっぱり本町も手を上げて取り組んで、ぜひともっていただきたいというふうに思います。そんな中で、やはりもう一度11月29日、今から10日もたっておりませんので、そのような発表の中でこのような土曜授業、文科省は土曜授業に関してそのようなことを発表したということは、これはやはり週5日制では少し問題があるのかなということも文科省も少し認識してきたのではないかな。いろんなことで学力の低下だとか、いろいろありましたけれども、そのようなことも文科省が少し認識をしてきた。やはり学校、土曜日の授業がないということがいろんな意味で学力の低下だとか、そういったところ、なかなか今の現段階では学力の向上が望めていないという問題が起きてきているということで文科省が少し動き出したということでもあります。財政措置、補助制度があるということですから、ぜひとも本町委員会としても委員の皆さんで十分検討をされて、私はぜひとも土曜授業を取り組んでいただきたいと、そのようにお願いをして私の質問を終わりたいと思います。

加納議長  
細井議員  
加納議長

答えはいいですね。

いいです。

以上で細井文次議員の質問を終了いたします。

ここで2時10分まで休憩させていただきます。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

加納議長  
和田議員

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、質問順位7番、和田鶴三議員、生活保護制度の改正について町長に質問を行います。

私は、生活保護制度の改正についてお伺いしたいと思います。

生活保護は、働いているかどうかにかかわらず、生活に困ったと

き、国民誰もが憲法第25条や生活保護法などに基づき権利として最低生活の保障を請求することができる制度です。ところが、厚生労働省は平成25年8月からの生活保護基準引き下げ実施に伴い、関係事務機関に対し、文書で親族による扶養は生活保護を受ける前提と申請者に対し、親族の扶養有無の書類を提出させ、提出できなければ請求ができないと門前払いも同然の行為により諦めたという報道がほかの県にありました。現行法上、親族による扶養は生活保護の受給要件にはなっていません。厚生労働省から通達が出されていたか。また、以前と比べ今回の引き下げはどのように変わりましたか。生活保護費の引き下げにより各種の支援補助制度の基準値も変わり、対象から外れる方も出てきますが、どのような対応を考えているか、町長にお伺いをしたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長、答弁をお願いいたします。登壇願います。

それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、厚生労働省の通達等については、実施機関である福祉事務所に与えられているものであり、詳細については把握しているものではありませんけれども、要保護者には民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者があるときには、その扶養を保護に優先させることとして扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう要保護者を指導することになっております。

なお、生活保護法の一部を改正する法律については、生活困窮者自立支援法とあわせて12月3日に成立をしたところであります。そして、この中では不正あるいは不適正な受給対策を強化すべく、福祉事務所に調査権限を拡大して、福祉事務所が必要と認めた場合においては必要限度において扶養義務者に対して報告を求めることとなっているところであります。

次に、生活保護費の引き下げについてでありますけれども、今回の生活保護費の基準額の見直しについては、受給されている方々の生活に急激な影響を及ぼすことのないように3年程度段階的に調整することとなっているところであります。そして、生活費に当たる生活扶助費の基準額を国の予算では1.5%引き下げており、平成27年度までに6.5%削減するというふうな内容になっているところであります。

なお、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響については個人住民税の非課税限度額や就学援助制度などの影響が危惧されていますが、できる限りその影響が及ばないように対応することとされているところであります。町といたしましては、9月議会で中村議員の質問にお答えしたとおり、生活保護世帯に対して今後においても定期的に訪問している十勝振興局担当職員と情報連絡を密にするとともに、生活状況の把握を適切に行いながら町民生活の安定への対応をし

<p>加納議長 和田議員</p>	<p>てまいりたいと存じます。</p> <p>以上、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。</p> <p>再質問があれば許します。10番、和田議員。</p> <p>今回の引き下げは、低賃金や住民税非課税の算定、それから就学援助金など国民生活を支える制度の物差しになっています。厚生労働省は、生活保護基準引き下げに伴い、実に38の制度に影響が出ています。本町独自でも、本町だけではないと思いますが、各自治体においても同じような形で軽減策をとっているのではないかなというふうにして思いますが、その点についてはどのように考えておりますか。</p> <p>それと、あわせまして、今回12月の3日に生活保護法の改正案が出されましたが、私が申し上げたそれ以降に出てきた法案ですから中身はちょっと変わるわけですが、扶養義務の関係について、これはどちらかという踏み込んだ形での改悪でないのかなというふうにして思いますが、その点についてもお伺いしたいと思います。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長、答弁をお願いします。</p> <p>昨年和田議員の質問、あるいは先ほど申し上げました9月の中村議員の質問にもそれぞれお答えをしたわけでありましてけれども、例えば影響ということでいけば就学援助ということでありましてけれども、これについては文科省でもできる限り影響を及ぼさないように、25年度は影響がないように措置をされたわけですが、26年度以降も税制改正等々の中で影響を及ぼさないようにしようということでありまして、私どもそれらの趣旨に基づいて準要保護は私どもの担当になるわけでありましてけれども、それらについてもできる限り影響ないように措置をしていきたいというふうに思っているところでありますけれども、具体的に今38ということでありましてけれども、それぞれどんなような、例えばどんなことがあるかということについては大森保健福祉課長のほうから説明をさせていただきます。</p>
<p>加納議長 大森保健福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。</p> <p>厚生労働省のおっしゃっている38の制度に影響が出ると言われているものには、保育料の免除にかかわる階層区分とか、児童保護費等の負担金、また小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業、養育医療給付事業等かなりの広範囲な段階で全てのものに影響するということが言われていますが、これ全てお話ししていいですか。それについては、国の今後の改定のあり方はなるべく影響がないように判断していただきたいと思いますということを国のほうでも言ってきております。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>町長。</p> <p>これは引き下げということでありましてけれども、これは一般の生保対象者以外でもその基準とのバランスで改正をしたということであり</p>

加納議長

まして、それからもう一つは最近特に問題になっているのは不正受給というのですか、それを防止しようということが今回の法律改正の大きな中身、考え方にはそれが反映しているというのが実態だということでお答えをさせていただきたいと思います。

和田議員、一問一答ですので、なるだけ2問出さないようお願いいたします。

和田議員

再質問、10番、和田議員。

済みません。後からちょっとつけ加えたことがありましたので、申しわけございません。

それで、生活保護を受ける方の心境なのですが、今町長がおっしゃりましたように確かに不正受給ということで、それをやり玉に上げて、そしてバッシングを受けたという嫌いがあります。これは前にも申し上げたことなのですが、そういうことで、しかしですけれども、本当に困っている人たちがこの申請に行ったときに、いろいろな形で扶養云々がどうなのか、こうなのかということと言われたときに、本当にその人は身内に助けを求めて、求められる人はいいののですが、求められない人についてはどうするのかということがやっぱり一番危惧されるわけです。そういう人たちの心境を考えたとき、ということはそういう人たちというのはそれだけやっぱり追い詰められているということなのです。ですから、当然昔のように家族一つで生活をしているときは余り影響はなかったのですが、今こういう核家族の時代になったときにはそのことも許されないということが実質的に生まれてくるわけです。そして、それではその扶養のところに行って、それでは自分が生活できるのかといたら、そういう形にはならないという事例というのはあちこちに生まれているわけです。そういうことからしますと、窓口でもう少し、実質的に申請して受け付けるのは十勝振興局なわけですが、町としてはその受け付けの段階でそこまで踏み込むのか、踏み込まないのかということがあるわけです。その点について、町の対応としてはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長

実際に生活保護の申請を受けるのは都道府県の業務ですから、福祉事務所が受けるということになるわけでありましてけれども、その段階の手續としてはただいまも和田議員がおっしゃったように、いろんな申請の中身を問われるということもあるわけでありましてけれども、もう一方では今回の法律改正の中で先ほど申し上げましたように生活困窮者自立支援法が成立すると、これはどちらかという各自自治体がそういう生活困窮の相談等に乗れという趣旨の法律ですから、その趣旨も踏まえて私どもも十分そういう住民の生活困窮等々について相談を十分この法の趣旨によってできる限りそういうものも受けていくという、そういう姿勢で臨んでいきたいと思っています。

加納議長  
和田議員

和田議員。

そういうことを踏まえながら、町がこれからやっていくということなのですが、現実的には生活の糧がないというようなことで公共料金が払えないとか、あとは生活ライフがとめられたとかというようなことが当然起こってくるわけです。そこにやっぱりきちんとしたフォローをするというのが自治体として、自治体の中にもありますように町民のやっぱり生活と健康を守る、これが正面に出てきておりますので、当然やらなければならないというふうにして私も考えております。その点では、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、次になのですが、今回特に消費税の値上げだとか、それから国民年金の引き下げだとかというようなことで、現実的には国民の懐から消費税でいえば先ほどの質問の中にもありましたように消費税では26年の4月から8%、27年の10月から10%ということで、現実的には約8兆円からの負担増に国民全体でなるだとか、あとは国民年金の引き下げでこれも3年間で2.5%というような形になるわけですが、いずれにしても国民からそれだけの浄財が出ていくということになるわけです。そこへ持ってきて、今まで受けられていた制度が生活保護が切り下げられることによって影響を受ける、こういうことがあってはならないのではないかなというふうにして思うわけです。これをやっぱり守るのは自治体でもあり、それから国に対する要請でもあるのではないかなというふうにして思いますが、どのように考えておりますか。

加納議長  
小林町長

町長。

その影響ということについては、先ほど大森課長がお答えをしたとおりでありますけれども、生保にかかわってどうカバーしていくかということについては、ご案内のとおり本町は高齢者等生活扶助事業があるわけでありまして、これで基本的には100分の130以下に該当する人たちについてはこれで給付対応していくということでありまして、25年度の申請と今審査も終わった段階ではこのことによって影響しているところはないという報告を受けているところであります。そのほか、いろんな例えばインフルエンザとか、そういういろんなことで生保世帯に対する支援などを行っているわけでありまして、内容については保健福祉課長のほうから概略についてお話をさせていただきたいと思います。

加納議長  
大森保健  
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より説明させていただきます。

町が生活保護世帯に対して、生活保護以外の支援でございますが、インフルエンザの自己負担無料とか、高齢者の肺炎球菌ワクチンの自己負担無料、特定健診や他の健診の自己負担の無料化、あと高等学校就学支援金の給付の対象、福祉灯油の対象世帯にしているという状況、



	<p>日中一時支援事業の利用料の無料等がございます。</p> <p>以上でございます。</p>
加納議長	再質問ありますか。10番、和田議員。
和田議員	今町でそのほかに生活保護にかかわって支援しているものは今言われたような形であるということなのですが、ぜひその部分が切り捨てられないように今後も続けてやっていただきたいというふうにして思います。
	以上で終わります。
加納議長	<p>以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。</p> <p>質問順位8番、秋間紘一議員、消費税増税相当分の扱いについてと町物産振興公社の運営について町長に質問を行います。</p>
秋間議員	<p>それでは、町長に消費税増税相当分の扱いについて質問をさせていただきます。</p> <p>平成26年度は、消費税増税3%のほか、厚生年金保険料率の引き上げ、階層により4,000円から2万5,000円程度増加、年金受給世帯では年金額1%引き下げられ、さらに物価の上昇も加わり、ただでさえ収入が減って家計に大きな打撃を与え、消費の6割を占める家計費は今以上に冷え込みます。例えば年収消費税負担額を見ると、年間収入30万円未満の世帯では現行税率5%、9万5,882円が税率8%では15万3,411円となり、5万7,529円増加となります。さらに、厚生年金保険料は4,189円が加算され、年間6万1,718円の増額となります。収入に対する負担率は6.5%と高く、低所得者層ほど大幅な負担が強いられ、また消費税増税と年金給付の引き下げが同時に行われる年金受給世帯とともに増税の痛みを受け、生活が大変苦しくなることが予想されます。このような状況を踏まえ、町民の生活と暮らしを支える町政執行が求められております。したがって、家計負担の軽減を図る意味で町民の生活に直接かかわりのある学校給食費、保育料、水道、下水道などの使用料、各証明書の発行手数料等の増税相当分を町民に転嫁しない方向で平成26年度予算を策定してはどうか、町長の所見を伺います。</p>
加納議長	町長、答弁をお願いいたします。登壇願います。
小林町長	<p>それでは、秋間議員の1問目の質問にお答えをさせていただきますと思います。</p> <p>ただいま、お話のありましたとおり平成26年4月から消費税率が現行5%から8%へと3%引き上げられることになりました。家計においては、今秋間議員が語る指摘のあったとおり、個人家計費等への影響もありますが、一方町においてもさまざまな経費に消費税が賦課されていることから、一般会計の平成25年度の歳出予算ベースで算出しますと全体で6,200万円程度の経費増が見込まれているところであり、一方で地方消費税交付金の増加も見込まれることから、その</p>

差額の約2,000万円くらいが実質影響額ということで試算をしているところでもあります。

質問の消費税増税分の転嫁についてでありますけれども、過日庁内検討会議を開催して協議を行ったところでもありますけれども、近年の景気動向による家計消費の不安定さに加え、次年度にさらに改定される見込みであることから、平成26年度においては消費税率3%引き上げに係る転嫁は基本的に行わないこととしたいと存じます。ただし、法律等で基準額等が定められているものや高等学校の授業料のように国、道に準じて料金を設定しているものについては、それらの基準により対応することとして、改定内容の諮問とあわせて消費税増税に関する対応についても公共料金等審議会の意見を賜ってまいりたいと存じます。

なお、平成27年度以降については、出村議員の質問にもお答えをしたとおり、今後の動向を踏まえながら検討していく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、秋間議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
秋間議員

再質問があれば許します。1番、秋間議員。

ただいまの回答でございますけれども、基本的には町民の生活状況をご理解した上での決定というふうにご考えてございます。ありがとうございました。

そこで、伺いたいのですが、同僚議員からもいろんな消費税に関する質問が出てございますので、重複は避けたいと思います。ただ、2点申し上げたいと思いますけれども、実は国も経済対策というものを打ち出したわけでございます。その中で、直接町民にかかわる分野としては低所得者、子育て支援への影響緩和等が挙げられてございます。これをちょっと見ますと、簡素な給付措置としては非課税世帯に1世帯に1人当たり1万円の給付、または高齢者年金受給者には5,000円を加算をするとかありますし、また子育て世帯への給付措置としては一時金として子供1人当たりなのか、1万円を給付するというようなことが言われてございます。そういうことでございますけれども、また一方ではこれは税の関係ですけれども、軽自動車税を見ますと現行の1.5倍からないしは2倍に改定をする案が浮上をしております。そういうふうな国の施策においてもまだ明らかではないので、非常に不透明なところがありますけれども、低所得者、子育て世帯への影響緩和等の今のような対策を給付される場合における給付額と対象者の消費税負担がどのようにふえるのか、町のほうでは試算をしておられるか伺いたいと思います。

加納議長  
小林町長  
加納議長

町長。

総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

総務企画課長。

寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。</p> <p>今秋間議員より質問をいただいた件でございますが、国は10月1日の閣議決定で簡素な給付措置として市町村民税の非課税の方々に対して1人1万円、これにつきましては1年半分の支給という考え方でございますけれども、それらの給付とあわせて加算で老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者並びに児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者に対して5,000円を加算するというようなことで閣議決定をされているところでございますが、現在本町の該当者について現在のところまだ調査を終えていないという状況でございますので、最終的な受給者数並びに金額については今後調査をして決定をしていくというような状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>
加納議長 秋間議員	<p>以上です。</p> <p>再質問ありますか。1番、秋間議員。</p> <p>ただいまの答弁も今後の調査に係るわけでございますけれども、試算をした結果については後ほど報告をお願いをしたいというふうに思っております。</p> <p>では、2点目でございますけれども、公共料金等審議会が本町で設定されておりまして、審査している使用料等の増額負担分、これはどのぐらいの金額になるか伺いたいと思っております。</p>
加納議長 小林町長 加納議長 寺田総務 企画課長	<p>町長。</p> <p>総務企画課長のほうからお答えさせていただきます。</p> <p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。</p> <p>現在町の公共料金等審議会において審議をしている使用料及び手数料等に係るものでございますが、現在のところ25件の使用料及び手数料の審議を過去において行っているものでございます。その中で消費税が影響するものとしましては水道使用料、下水道使用料、それから学校給食費が現状として消費税に影響するというふうに捉えているところでございます。現状の中で3%が増税されるという部分での影響額として押さえておりますのは、水道料金としまして450万円、下水道料として200万円程度、それから学校給食費として95万円程度が影響を受ける額というふうに捉えているところです。それ以外の部分については、消費税の直接の影響はないというふうに捉えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>
加納議長 秋間議員	<p>以上です。</p> <p>1番、秋間議員。</p> <p>ただいまのお話ですと、水道料、下水料、学校給食ということでございます。これらについても26年度は現行ということでございますので、十分理解をしております。</p>

それで、私は質問の中で増税相当分と、このようにお話をしていますけれども、では増税の相当分の財源をどのように確保するかということをお話をさせていただきますと、税及び使用料等の収納状況を見てみますと、一般会計、特別会計でございますけれども、24年度の滞納総額、これは1,454万3,314円、過年度滞納分7,985万2,882円、これは私の計算に間違いが多少あるかもしれませんが、そう間違いではないと思います。さらに、21年から24年度時効消滅する額でございますけれども、878万4,810円が発生しております。町財政に莫大な損失が生じております。税及び使用料等は町民一人一人が公平に負担するのが原則であり、本当に生活の苦しい世帯には親切に対応し、手厚い支援を施す一方で、そうでない方からはあらゆる手法を講じて収納率を上げ、財政を確保することが町の課題であり、勇断をもって実践してはどうかと。そして、確保した財源を含めて増税対策及び現行料金等の維持と町民の生活支援に運用してはどうかお伺いをしたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

消費税の話とは直接ではないのですが、町の財源確保ということであれば、滞納をいかに処理するかということも極めて重要なことでありますけれども、今秋間議員がおっしゃったような大体状況でありますけれども、これらについては副町長をトップとする対策委員会を設けまして取り組みをしていますので、それらの状況について副町長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長  
柴田  
副町長

副町長。

ただいまの質問については、消費税分の財源ということのようですが、やはり滞納額というのもそれぞれいろんな理由があって滞納されているわけでございまして、私たちも徴収については非常に努力はしているのですが、やはり徴収に行っても取り立てができないような状況も多々あります。これにつきましては、収納率向上特別委員会を構成いたしまして、年に1、2回やっております、それぞれ収納の強調月間というものを設けまして、その中には税のほかに住宅料だとか水道料だとか給食料、それから病院の医療費等々の滞納について徴収を強化しようとするものでありまして、その関係者が戸別徴収をいたしまして収納率を上げようというふうに努力しております。その中で本年度もお盆、夏、戸別徴収をやったわけですが、何回かやはり足を運んでいくとある程度理解を得られると、それが直接収納に結びつくかつかないかという部分はありますけれども、やはりそうやって個別に接していくということが滞納者の理解を得ながら徴収に回っているという、そんな努力をしております、その税等の徴収金の収納率の向上には対策をしているところです。

加納議長 秋間議員	<p>以上です。</p> <p>1 番、秋間議員。</p> <p>先ほども質問をいたしましたけれども、本当に困っている方には手厚い支援を町としても親切に乗って、そしてそうでない方についてはやはり一定の手法に基づいて、職員の方もいろいろ努力していますけれども、さらなる努力をお願いをして質問を終わらせていただきます。</p>
加納議長 秋間議員	<p>次に入っていくてください。</p> <p>それでは、2 番目の質問に入らせていただきます。町長に土幌町物産振興公社の運営について質問をいたします。</p> <p>このたびの不祥事に対する町民の声の一部を紹介をいたします。新聞報道でピア21レストランが提供している牛肉は、土幌町特産の土幌牛と認識しているが、オーストラリア産牛肉に牛脂を注入した加工肉を提供した事実を知り、驚きと失望をしている、公社のアンテナショップの役割はどこに行ったのか、経営に支障を来さないのか、また肉牛生産者の経営努力に水を差すような出来事だ、町の基幹産業である肉牛経営基盤を揺るがすような事態に陥ることはないのかなどなど寄せられた声を前提に質問をさせていただきます。</p> <p>1 点目、町物産振興公社はドライバーの休息の場提供と地場特産物 P R 販売を計画し、総額 1 億 6,000 万円強を投じ、平成元年 7 月に設立され、公社の定款を見ると目的、第 2 条 1 項に農畜産物の消費拡大のための牛肉、バレイショ、牛乳等の調理加工販売、さらに道の駅ピア21しほろ管理運営委託契約書の道産品の活用、第 25 条には業務の執行に当たり、食材の調達など北海道産品の活用に努めるものと定められているにもかかわらず、成型肉の一つである牛脂注入加工肉であるオーストラリア産牛肉を取り扱った経緯と公社の運営理念、使命感からも起こしてはならぬ行為であり、なぜ防げなかったのか伺いたい。</p> <p>2 点目、集客力を高める収益を上げるための安価なメニューを創作した結果であり、努力している職員を責める気は毛頭ありません。しかし、今回の発生源は業務を円滑に遂行するための管理体制、業務分掌等が明文化されていないことによる執行体制の欠陥であると考えております。改善を含めた対応を伺いたい。</p> <p>3 点目、利用する方々に信頼され、町民が誇りを持てる物産公社に生まれ変わるには公社の理念に基づき、アンテナショップの役割を再構築する必要があります。公社及び町としてどのような経営策を講じようとしているのか。また、地場産物と競合する外国産食材を使用せず、地場産物、道産品を使用した創作料理の提供と研究等が行える経営の体質強化が求められております。その取り組みには多額の財源が必要であり、財政支援を行ってはどうかを伺いたい。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長、答弁願います。</p> <p>それでは、秋間議員の 2 点目の質問にお答えをさせていただきたい</p>

と思います。

このたびの道の駅ピア21しほろレストランにおけるオーストラリア産牛肉の牛脂注入加工肉の使用については、議会はもとより、肉牛生産者あるいは関係団体の皆様に多大な迷惑をおかけしたところであり、まことに申しわけなく思うところであります。深くおわびを申し上げるものであります。

今秋間議員からお話がありましたように、ピア21しほろは土幌町特産物販売施設として本町の基幹産業である農業振興を図り、農畜産物の付加価値の高揚と消費の拡大、特産物の販売等による町の活性化を図る場として平成元年の7月にオープンして平成9年には道の駅としての登録を受け、現在に至っているところであります。本施設の管理運営については、当初から町が70%出資する第三セクター、株式会社土幌町物産振興公社に管理運営を委託をしているところであります。

1点目のオーストラリア産の牛脂注入加工肉を取り扱った経過についてであります。行政報告でも申し上げたとおり、レストランにおいてはしほろ牛のステーキとして4,200円のサーロインステーキ、それから3,600円の剣先ステーキコース、それから2,500円のステーキセットということがあるわけではありますが、食べやすい価格帯のステーキとして昨年の8月よりしほろ牛以外の肉で1,500円のロースステーキをメニューに加えたところであります。安価なステーキを提供することを優先した結果、オーストラリア産牛肉を使用したものであります。

それから、2点目の管理体制及び執行体制についてであります。公社ではレストラン、物産館、トイレの管理運営を行うため3名の正規職員を置くようにしており、業務部長、業務次長、それから業務主任の役職で、業務部長、業務次長は管理職員として発令しているところであります。これまで小規模な組織であることから、業務部長を現場の責任者として業務分掌を定めておりませんでした。今年度から商工観光活性化専門員を配置した8月以降、各担当者の仕事の内容や権限あるいは責任の範囲などを明文化する作業を進めているところであります。早急に改善を図ってまいりたいと思うところであります。

それから、3点目のアンテナショップとしての再構築についてであります。ピア21しほろの設置目的及び物産振興公社の目的である農畜産物の付加価値の高揚と消費拡大、特産物の販売等により町の活性化を図るという原点に立ち返り、コンプライアンス教育の再徹底を図るとともに、地場産品を活用した新メニューの研究開発を進め、信頼回復とサービスの向上に努めてまいっている所存であります。また、土幌町の物産振興を図るため、将来的には地場産品のPRや新商品開発を行うための別組織を設置することも視野に入れ、検討に着手したところであります。なお、物産振興公社の経営に係る必要な経費については

加納議長  
秋間議員

予算編成の中で検討してまいる所存であります。

以上、秋間議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。1番、秋間議員。

ただいま答弁をいただいたわけでございますけれども、答弁の1点目でございます。安価なステーキ提供をすることを優先した結果、オーストラリア産牛肉を使用したものであります。これは使った経過を話しておるわけでございますけれども、私の質問はこういうことなのです。牛脂注入加工肉であるオーストラリア産牛肉を取り扱った経緯、これは経緯というのは道筋を私は聞いているのです。当社の運営理念、使命感にも起こしてはならぬ行為です。そこをなぜ防げなかったか。この2点を強調して私は質問をさせていただいているのですけれども、私の意図するところの回答にはなってございません。なぜならば、土幌町の肉牛生産が土幌町の基幹産業の一つとして今はあるわけございまして、その取り組みをしてみますと当然昭和四十二、三年ごろにある方が子牛を1頭飼いながら肥育をやっていたというような状況から、また当時は酪農振興に必要なこととしては生産される子牛については副産物として全く利用する価値がなかった。かますに入れて持っていってもらおうという状況下の中で、何とか酪農家の経営安定向上のためにこれを肉用化にできないかということで何人かの生産者が個人的に苦勞して1つのことを見出されてきたと。ただ、当時は畜産大学においても牛の肥育なんていうのは経済的に合いませんよと、事業としては取りやめたほうがいいですよという声があったわけですが、そういう方の努力によって一つの方向性が見出されてきたわけでございます。それに伴って、土幌町もやはり酪農またはそういう生産者の経営安定、さらには畑作の地力維持に堆肥の供給をするという、そういう3つの3原則を柱にして一つの方向づけをつけて現在に至っています。その根本たるものは、昭和42年に土幌町が肉用牛生産振興計画書を作成して実施しているというのが経過でございます。そして、今土幌町においても多くの方が肉牛経営をやってすばらしい成果を上げて、町村では日本一の飼養頭数に至っておるわけでございます。その生産額についても土幌町では40戸、飼養頭数については4万7,000頭強の牛を飼養しておりますし、生産高といえますか、取扱高では111億円というような数字にもなっております。そういう過程を見て、さらなるそういうものを構築しようということで各センターができ、そして土幌町においてもやはり振興計画の中に物流の改善という項目がございまして、その一環として土幌町振興公社を設立をして町が20%の出資をしてやっているわけでございますけれども、そういう流れ、そしてさらにこのものを地場の産物のPRまたはアンテナショップとして物産公社を建設したほうがいだろうということで当然土幌町、それから農協、商工会で出資して設立をしたとい

う経過がございます。こういう一連の中から見ても今回行われたオーストラリア産牛肉、外国産牛肉をこの情報のアンテナショップとしての発信する場所として使ったというところに私は問題があると思っています。それで、その取り扱いの経緯を聞いたわけでございます。そのこのところをもう一度お聞きしたいと思いますし、もう一点、これを使うに当たっては定款変更をしてこのようなものに使用を許可したのか、誰が許可したのか、それをお伺いいたします。

加納議長  
小林町長

町長。

ちょっと答弁漏れという感じでありますけれども、秋間議員の質問の趣旨に十分答えていなかったということでもありますけれども、経過としてはあそこはもうご案内のとおりアンテナショップとして土幌の地場産品をレストランで提供する、あるいは物産館で販売をするということでもありますけれども、道の駅でいろんなお客さんが来る中で、現場としてはいろんな消費者の要望に応じていくということであって、例えば物産館のほうも必ず全部土幌のものではなくて、いろんなものも入ってきているということがありましたし、レストランもしほろ牛でいくと大体2,500円以上ということで、例えば昼食としてずっと2,500円でどうかという、そういう声も前からあったわけですが、その中で適当というか、安価な昼食を提供するというのでこの肉を使ったということでもありますけれども、問題点としては1つは現場として景品表示法に接触するわけでもありますけれども、そういう法律なり、そういうものを十分熟知していなかったということについては大変申しわけなかったと思うところでもありますし、さらにはオーストラリア産牛肉を使用したということでもありますから、アンテナショップとしてはやはり町内のものを、しほろ牛を中心として生産されるということでもありますけれども、そういうようなことで使ったのでありますけれども、そういう面ではメニュー構成もそういうアンテナショップの原点に返って提供するメニューを考えていきたいということでもありますけれども、例えば牛肉以外にも本町でいけばコロケであるとか、ハンバーグだとかあるわけですから、そういうものを加味したメニュー構成を今後考えていくよう現場を指導してまいりたいというふうに思っているところでもありますけれども、2点目の要綱上の解釈については産業振興課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長  
高木産業  
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長の高木より説明をさせていただきます。

メニューに1,500円の外国産の牛肉を使ったステーキを加えた部分でございますけれども、昨年8月でありましたけれども、メニューを改定するというのでメニューの作成作業を実は産業振興課のほうで行ってございます。その際に、当然1,500円の価格に設定をしたも



のですから、しほろ牛ではなくてオーストラリア産の牛肉だということで説明を受けて私どもメニューの作成をし直して店頭に出したというのが経過でございまして、その部分では産業振興課のほうにそういった現場から説明があつて、そういうメニューの作成作業をしたというのが経過でございます。

以上であります。

加納議長 まだまだ質問はあると思いますので、ここでちょっと10分ほど休みたいと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、15分から。

午後 3時05分 休憩

午後 3時13分 再開

加納議長 それでは、そろっているようなので、再質問をお願いいたします。

1番、秋間議員。

秋間議員 それでは、次に質問させていただきます。

2点目につきましては、改善をするということでございますので、早急をお願いをしたいと思います。

3点目の質問でございますけれども、アンテナショップとしての再構築というふうでございます。このアンテナショップでございますけれども、土幌町物産館としてはやはり非営利型の私は物産館ではなかろうかというふうに思います。このアンテナショップには営利型、物産販売型とか、いろんな形がございますけれども、ただいま言ったように非営利型でやるのが望ましいし、現行もそうだと思います。そうなってくると、それに伴う手法も今後考えていただきたいというふうに思います。その点が1点でございます。

加納議長 町長、お願いします。

小林町長 非営利ということでありますけれども、経営でありますから、当然それは経営として成り立つようなことも考えていかなければならないのでありますけれども、ただその中でるお話があるようにピア21のアンテナショップとしての役割を果たしていくということを留意をしながら経営もしていきたいというふうに思っております。

加納議長 1番、秋間議員。

秋間議員 わかりました。ただ、当然経営ですから、一定の利益というものも考えなければなりませんけれども、基本的にはやはり先ほどから言っている定款にうたっているように地場産または道産品を活用したアンテナショップに構築していくことのほうが望ましいと考えております。

次に、3点目の中でございますけれども、ここでコンプライアンス教育の再徹底を図りたいというふうに町長の行政報告並びに答弁でも

	<p>ございましたけれども、当然法の遵守ということは当たり前だと思いますけれども、私なりにコンプライアンス、この場合のコンプライアンスというのはお客さん、顧客の信頼を裏切っていないか、または社会に後ろ指を指されることはないか、組織人の誠実さと倫理観が問われる大きな問題だと思います。こういうのをやはり全職員が共有して初めてコンプライアンスというものが生きてくるだろうと、また経営の中でも生きてくるだろうというふうに考えてございますので、この辺についてまずお聞きしたいと思います。</p>
加納議長	町長。
小林町長	それでは、今の問題につきましては実際に現場を指導する産業振興課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。
加納議長	産業振興課長。
高木産業振興課長	<p>産業振興課長の高木より説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>コンプライアンスということで、今回の表示問題等々につきまして消費者庁のホームページ等に掲載していることなどについて、現場の職員に資料等をしっかりと渡して専務であります副町長を含めて現場に入って今回のことについて再度徹底をしたところでございますし、今後今業務分掌の整理もしております、現場の最高責任者であります業務部長がこのコンプライアンスの責任者になるような形で今打ち合わせを進めているところでございます。</p> <p>以上であります。</p>
加納議長	1 番、秋間議員。
秋間議員	<p>ひとつよろしく願いをいたします。</p> <p>次でございますけれども、答弁書の中に土幌町の物産振興を図るために、将来的に地場産品のPRや新開発を行うためのと、こう書いてございますけれども、私は将来的ではないと思います。早急にこういうものを取り入れていくと、検討していくということが基本であって、これを将来的と言ったらいつのことかわからないですから、この辺について答弁を願いたいと思います。</p>
加納議長	町長。
小林町長	非常に本町の場合は、よその町と違って委託加工ということで非常に効率のいい生産体制にあるわけでありまして、地元の農畜産物を中心にして豊富な資源をいろんな形で6次産業化ということも意識しながら、いろいろと新開発、新商品の開発であるとか、あるいはPRだとか、そのための人材育成だとかということが必要だというふうに思うところでありまして、いずれにしても農協、商工会とも連携しながら、そういうことが推進できる組織なり事業を行うことを現在それぞれ担当者レベルで検討していただいているところであります。
加納議長	再質問、1 番、秋間議員。
秋間議員	私の質問もこれで終わりますけれども、今いろんなことを質問させ

加納議長

ていただきましたけれども、また答弁もいただきました。士幌町の物産公社の行く道を間違いなくきちっとした形で今言われた3者で、役員もおられますから、いろんな議論をしながら進めていただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。

以上で秋間紘一議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終結します。

日程は全て終了いたしました。

次回は9日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員